

第百五十一回 参議院総務委員会 會議録第十三号

平成十三年六月七日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

六月六日

辞任

補欠選任

関谷 勝嗣君

若林 正俊君

浅尾慶一郎君

内藤 正光君

高橋 千秋君

櫻井 充君

六月七日

辞任

補欠選任

若林 正俊君

中島 啓雄君

出席者は左のとおり。

委員長

溝手 顕正君

理事

入澤 肇君

岩城 光英君

海老原義彦君

内藤 正光君

宮本 岳志君

景山俊太郎君

鎌田 要人君

久世 公堯君

世耕 弘成君

中島 啓雄君

奥石 東君

櫻井 充君

菅川 健二君

高嶋 良充君

鶴岡 洋君

弘友 和夫君

富樫 練三君

八田ひろ子君

国務大臣

総務 大臣

副大臣

総務 副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

総務省情報通信政策局長

総務省総合通信基盤局長

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

総務省政策統括官

山本 正和君

松岡満壽男君

高橋 令則君

片山虎之助君

小坂 憲次君

景山俊太郎君

入内島 修君

鍋倉 真一君

金澤 薫君

高原 耕三君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

ついてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(溝手顕正君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に内藤正光君を指名いたします。

○委員長(溝手顕正君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電波法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務省情報通信政策局長鍋倉真一君、総務省総合通信基盤局長金澤薫君及び総務省政策統括官高原耕三君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(溝手顕正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(溝手顕正君) 電波法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○内藤正光君 おはようございます。民主党・新緑風会の内藤正光でございます。

本日は、この電波法の審議、九十分いただいておりますが、いろいろ思うところを質疑させていただきます。

まず、私の立場を明確にさせていただきたいと思っております。

私は、何も地上波のデジタル化に反対という立場には立っておりません。しかし、デジタル化に対する国民の理解が得られていないようではなかなかうまくいかない。ですから、私は、今回の審議を通じてデジタル化に対する国民の理解を一層高めていけることができれば、そんなふうに思っております。

では、早速質問に入らせていただきたいと思います。さきの委員会また前国会でもいろいろ審議されたかと思いますが、まず、地上波のデジタル化の必要性について改めてお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 内藤委員は御専門です。ですから釈迦に説法ですけれども、もう一度地上放送のデジタル化の必要性について述べさせていただきます。

メリットとしては、何度も申し上げますように、高品質な映像、音声サービスができる。データ放送が大変十分なものができます。それから、通信網と連携した高度な双方向サービスもできます。安定した移動受信あるいは話速変換等の高齢者、障害者に優しいサービスの充実など多くのメリットを国民にもたらす上に、アナログ方式と比較して使用周波数を大幅に削減できる。まあ三分の一ないし四分の一だそうでございますが、そういったことと次世代の情報通信基盤となる電波需要で増大する移動体通信分野等にさまざまな電波利用ができることになりまして、周波数の再配分が可能になりますから、大変そういう意味ではまた多様なサービス、国民の期待にもこたえられることができる、こういう点もあると思っております。

さらに、このデジタル化の推進によって、大手家電メーカー等の試算によれば、今後十年間で端末放送機器使用に四十兆円に及ぶ需要を創設でき

るのではなからうかと、こういうことも言われておりますし、また、先ほども申し上げましたが、通信と放送の融合に対応した新しいサービスということで、例えばインターネットとテレビを組み合わせたテレビショッピングなどの新しいビジネスも創造することができるとはなからうかと。また、世界の各国が一斉に地上放送のデジタル化を進めておりますから、こういう面でも連携がさらに強まると、これにおくれをとることは極めて国益を害するのではなからうかと、多々の面から、我々はやっぱり地上放送のデジタル化をこの際推進したいと考えている次第でございます。

○内藤正光君 質問としてはちよつと重複するところがあるかと思いますが、いろいろ必要性については理解できました。

逆に、よくわからないのが、視聴者、一般ユーザー、国民にとって、じゃ地上波のデジタル化はどんなメリットがもたらされるのか。いろいろあるかと思いますが、答えとしても重なる部分かなりあるかと思いますが、また改めて、もし今の言葉に、大臣の答弁に含まれているのであれば、それはそれで結構ですが、もしほかにあればお答えいただけますでしょうか。

○大臣政務官 景山俊太郎君 大臣のお答えと若干ダブル点があるかと思いますが、お答えをしたいと思ひます。

視聴者に対してどういうメリットがあるかということですが、いろいろたくさんあると思いますが、まとめまして四点についてお答えをしたいと思います。

まず、高品質な画像であるということです、映像が。それはハイビジョン放送がやれると。それから、山とかビルの谷間、こういうところでゴースト現象が出ますけれども、二重に絵がダブって映ったりするようなことがあります、こういうのがなくなること、見やすくなるということです。

それから、データ放送が現在も行われておりますけれども、これがもう少し滑らかな移動、また

は量も多くデータが送れるということでありまして、地域ごとのきめ細かな生活情報などを送信することが可能であると。例えば、地上波でありますから県単位で番組を作成して、関東圏は今関東圏域でありますけれども、ほかのところは全部県単位でありますので、そういったところで例えば商店街の特売りでありますとか、その他いろんなそういうものもきめ細かくやれると。それで、今後は郵便番号などを活用いたしまして、リモコンで郵便番号を入れますと自分の好きなところを選んで見れる、こういう商店で特売りしているのかとかいうようなそういうことが見れると。そういうこれまでにないようなことができるんじゃないかと思ひます。

それから、双方向サービス。インターネットと連携したテレビショッピングとか、将来的にはテレビバンキングですか、そういうことも行うことができるんじゃないかと思ひます。

それから、お年寄りとか障害者の方々に非常に優しいサービスをやれると。聞き取りやすくするためにテレビの音声の速度を調節して聞きやすくする、そういうことができるというふうに思ひます。

その他いろいろあるかと思ひますが、主なものとは四点ぐらいじゃないかなというふうに思ひます。

それから、デジタル放送は、車についているテレビとか携帯で持つて歩く、移動して持つて歩くテレビ、その放送がぶれないといひましようか非常に見やすくなると、こういうこと。

それから、通信と放送が融合いたしまして、先ほど言いましたようなインターネットを活用することによりましてショッピングであるとかバンキングであるとか、そういうことが発展する可能性があるかということではないかと思ひます。

それで、車のテレビとか携帯のテレビは移動体通信と組み合わせて今後いろいろな双方向で可能性が出てくるんじゃないかというふうな、これは一つの可能性ですが、そういうことが想像

できるということじゃないかと思ひます。

○内藤正光君 丁寧な御説明、本当にありがとうございます。

さて、デジタルといひますと、既にBSですとか、あとはケーブルテレビ、一部ですが、そしてまたCSでは始まっていると。そして、早ければことしじゅうにもCS百十度によるデータ放送も始まるわけなんです、BS、ケーブルテレビ、CSあるいはまたCS百十度、それぞれのデジタル化の特徴について、それぞれ特徴があるかと思ひますが、それぞれの特徴について教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) BS、CSを含めまして衛星放送はすべて全国放送という特徴があるわけですが、昨年十二月に開始されましたBSデジタル放送の特色としましては、いわゆるデジタルハイビジョンの放送が七チャンネル提供されているということ、それから十九事業者でデータ放送を本格的に開始したということでございます。

CSデジタル放送でございますが、これはもう御承知のとおり平成八年から放送を開始しておりますけれども、これは海外ニュースですとか映画ですとかスポーツですとか、いろんな専門的なチャンネルということで百八十八の番組が放送されているというのが特色かなというふうに思ひます。

先生御指摘の東経百十度のCSデジタル放送が本年末以降に開始される予定でございますが、これは今放送されておりますBSデジタル放送ですとか、あるいは今もう放送がされておりますCSデジタル放送にはないような、例えば今予定しておりますのは、立体テレビですとか、あるいはマルチアングルの放送ですとか、それから本格的なテレビコマーシャルですとか、そういった高機能なサービスを特色にするというふうに聞いております。

それから、ケーブルテレビの特色でございますが、これはBS、CSや地上放送がアンテナを設

置することなく受信可能であるということ以外に、地域に根差した基本的なインフラでございますので、地域に密着した番組を提供しているということが特色でございますが、昨今、高速インターネットの接続ということで通信、放送の一体的なサービスがよりできる可能性が大きい、そういう特色を持ったメディアかなというふうに考えております。

○内藤正光君 BS、ケーブルテレビ、CSあるいはCS百十度、それぞれにデジタル化の特徴があるわけですね。

そういった観点から、じゃ地上波のデジタル化の特徴、意義、あるいはまたセールポイントと言つてもいいかと思ひますが、一体何なのか。地上波のデジタル化はほかの媒体に比べてこないメリットがありますよとか、こんなセールポイントがありますよというのがあつたら教えていただきたいんですが。

○副大臣(小坂憲次君) 今、景山政務官また局長の方から若干申し上げたこととダブル部分もあるんですが、地上放送は、現在の地上放送を見ていただきますと、衛星放送やCATVと違ひましてほとんどのすべての国民が視聴をいたしておる、また、そういった意味では一〇〇%近く普及しております最も身近な基幹的なメディアなんです。ですから、この地上放送がデジタル化をしないということは、デジタル放送のメリットをすべての国民に享受していただくことができないということになってしまう。そんな意味で地上放送のデジタル化というのは大変重要な意味を持つております。

その意味で、地上放送のメリットとして、今、景山政務官の方から申し上げたような、車あるいはポータブルの受像機を持つている場合に移動しながらもクリアな画面が見られる、これは大きな特徴であるかと思つております。また、地域ごとのきめ細かな情報移動しながら入手できるということにもなるわけですから、そういう意味で地上放送の特徴というのはこういった点にも、生活

密着型といえますか地域密着型といえますか、こういったメリットがあると思っております。

さらには、地上アナログ放送から電波のより効率的な能率的な使用であります地上デジタル放送へ移行することによりまして、周波数が逼迫する中で次世代の情報通信基盤として期待されるモバイル等の電波需要の増大に的確に対応することができ。この点においても地上放送がデジタル化するメリットというのは大きなものがある、このように考えているところでございます。

○内藤正光君 地上放送のデジタル化の意義として、クリアな画面だとか地域ごとのきめ細かないろいろな番組、確かにそれもわからないわけでもないんですが、どうもそれは地上波のデジタル化というよりも、何かデジタル化の意義。

ですから、私はデジタル化自体に対して全然異論を唱えているわけじゃないんです。なぜそれが地上波なんだと。例えば地域のきめ細かな番組があるならば、既にあるケーブルテレビ、それできめ細かな映像が送れるわけですし、また美しい画面というのであれば、それはもうほかのデジタル放送が既に持っていることですよ。

ですから、私が知りたいのは、そしてまた国民に強く訴えていかないのは、どうしてこうまでして、国策として、そしてまたこれだけ巨費を投じてまでデジタル化を進めなきゃいけないのか。つまり、わかります、景気浮揚だとか、あるいはまた国益の観点から基幹の放送である地上波をデジタル化しなきゃいけないというのは、そういう観点からわかるんです、すぐわかるんです。ただ、一国民という立場で考えたときに、何でそんなに莫大なお金をかけてまでやるの。

例えば、クリアな画面とおっしゃいましたが、じゃ、果たしてアナログハイビジョンがクリアな画面です、美しい画面ですよ、あれが今爆発的な人気を呼んでいるのか。クリアな画面を見たさにどれだけアナログハイビジョンを見ている人がいるのか。まずその辺の実情をちょっと総務省にお尋ねしたいんですが、ごめんなさい、事前の質

問の中に入っていないんですけど。

○副大臣(小坂憲次君) まず最初に先生がおっしゃいました、わかるけれどもまだわからないとおっしゃった部分をやっぱりどうしてもわかっていただきたい。

すなわち、電波が逼迫している状況を解消するためには、一番帯域をたくさん使っている地上波をデジタル化することがその意味でも必要だということ。それからもう一つは、身近な、普及しているメディアという意味では、衛星放送はパラボラアンテナを設備しているというところか、あるいはケーブルテレビを通じて視聴するか、どちらかしかできないわけですし、またケーブルテレビも全地域に普及しているわけではない。そういう意味で、非常に広範囲に普及している地上波をデジタル化しなきゃいけない。これはデジタル化するメリットというよりも、やはり地上波でなければならぬという一つの理由なんです。ですから、その部分は同時に理解していただきたいということ。

それから、今おっしゃったように、ケーブルテレビの普及その他のことについてですが、今ちょっと数字を拾っておりますので、それにつきまして、若干質問の範囲から逸脱するかもしれませんが、地上波で今度デジタル放送をやる際に、日本独自の方式として二つ特徴があると思っております。

一つは、シングル・フリークエンシー・ネットワークという、一つの周波数を中継局と親局が同時に使うという、これは日本式の方式ですね。これは世界に誇れる方式だと思うんですが、この技術開発がなされたということ。これによって電波のより有効な活用ができますので、地上波をデジタル化するメリットがここにもまた大きく増幅されることになりました。

それからもう一つは、ソフトウェアロード型の受信機が開発されるということです。これも日本型なんです。すなわち、受信機自体が送られて

くる放送波の中に含まれた情報によって機能を実行するアップグレードすることができるといふ機能を持つていくわけでございます。これはまさに日本型の特徴の見えるものだと思うしております。こういった状況でございます。

資料がそろったようでございます。——まだです、じゃ、後ほどわかりましたら先生の方にまた。

○内藤正光君 副大臣のおっしゃることは本当にわかるんです。例えば周波数の有効利用、確かに企画する立場からはそうしなきゃいけないというその必然性はわかるんです。ただ、一億数千万の人たちが見ているテレビ、十年後には使えなくなるわけですね。本当に一億数千万の人一人一人が、周波数の有効利用のために、じゃいろいろ不便もあるけれどもそれを我慢しようということになるか、そうはならないと思うんですよ。やはり、一億数千万の人たちが納得して自発的にテレビを買いかえたいと思わせる何かがないと、何かインセンティブがないと私はだめだと思っております。それをつくっていくというの、ひとつ総務省さんの取り組みとして一つの重要な役割としてあるんじゃないのかと。

そこで、私が考える、提案でもあるわけなんです、少なくともこのスケジュールののちとていけば、十年後にはすべての人が受信機を買いかえるわけですね。新しいものに買いかえる。ですから、これを一つの契機として、新しいテレビ受信機には例えばバリアフリー対応の新しい機能、ガイドラインをつくった上での話なんです、そういう新しい何か魅力的な機能を備えつけることを義務づけたら、つまり目に見える形で、国民に目に見える形で何か見せていくというのも私は必要なんじゃないかと思うんです。そうすれば、自発的に、ああこういう機能がついているから、じゃ買いかえようというふうになっている、んじやないかなと思うんです。周波数の有効利用はわかるんです。私の立場からそれは必要だとはわかるんです。ただ、一般国民の立場からすると、

そんなのは別に私とは関係ないでしようということになりかねないと思うんですよ。

こういった私の考えに対して、ちょっと大臣、御答弁いただきたいんですが。

○国務大臣(片山虎之助君) 内藤委員の言われること、私もよくわかるんですよ。その周波数の有効利用だとか、世界的な傾向だとか、新しいビジネスだとか、いろいろなことそれはグロースの話で、受ける国民一人一人にとつてどういうわけに、じゃメリットがあるんですかと、一人一人にとつて、国民の。これをこれから大いにPRしていかないと、いやいけませんね。我々としては、十年かかってやるので、恐らくテレビその他の買いかえサイクルからいっても無理なく移行していただけるんじゃないだろうか。どうせ将来はデジタルになるので、アナログとデジタルのいつまでも並立並行ということとは、これはいろんな意味でのデメリットが多いので、だからそのためにはこういうメリットもありますからということ、高品質だと両方向だとかデータ放送だとか、いろいろなことを言っておるわけでありまして、もうひとつ国民一人一人にびんとくるような、こういう広報の仕方、これをこれからやっていきたい、努力してまいりたいと、こういうふうには思っております。

それから、今、内藤委員御提案の話は、受信機についてこういう機能を加えるということのガイドラインみたいなものをつくって、そういう規格をつくったかどうか、こういうことでございまして、今聞いてみますと、民間標準規格というものを決めておりまして、我々が今説明しているデジタルテレビの特性といいますが、メリットといいますが、そういうものは全部組み込まれるようになっておるようなんです。だから、このことももう少し国民の皆さんに説明していかなくちゃいかぬと思いますし、各メーカーはそれでこれから製品をつくっていく、こういうことでございまして、やっぱり放送の場合には、放送事業者とそれを受ける受信機をつくるメーカーとの間のこの辺のコミュニケーションがしっかりとっていかなくちゃいけま

せんの、とにかく国民の立場でデジタルテレビ化といふことのメリットが最大限享受できるように今後とも我々は努力してまいりたいと思ひますし、今の民間の標準規格につきましても、これについてさらに直すところがあれば関係者でその努力もいたしたいと、こういうふうにしてあります。

○内藤正光君 本当にこれから何年か後には新しい規格のテレビが出てくるわけですから、やるんだつたら今だと思ふんです。実際に市場に出回ってから、後からこの機能を加えろとか言つてもなかなかうまく進まない。だから、これを一つのいきつかけとして、機会として取り組んでいつていただきたい。そして、おもしろい機能だつたらはつきり言えば民間ベースで進んでいくこともあるでしょう。しかし、はつきり言えばなかなかパリアフリーとかいう余りそんなにマーケット的に大きくないところはコストを少しでも削減しようというのが民間企業の常ですから、往々にして省いてしまふところがあるかと思ひます。まさに、国、政府として取り組むべきところはそういうところにあるかと思ひますので、ぜひガイドラインなどをつくつて、ぜひそれを標準搭載するような取り組みを進めていただきたかと思ひます。

次に、同じような質問かもしれませんが、地上波デジタルについて、例えば友達とか周りの人と話してみても、ほとんどの人が正直言つて知らないといふのが実情なんですね。何のことなんといふのが実態なんです。

そこで、まず総務省の御認識をお伺ひしたいんですが、私、少なくとも私の周りではそうでした。総務省としては、地上波のデジタル化に関する一般国民の認知度はどれぐらいあるんだといふふうに御認識されてるんでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) まだアンケート調査等もしていませんので、どのぐらい認知度があるかといふのは、私も把握はいたしておりません。

ただ、前回の委員会でも御答弁申し上げましたけれども、いろんな一般的な理解を促進するために、メリットですとかあるいは意義ですとか、そういったリーフレットは二百十枚ぐらい、ポスターも一万枚ぐらい作成して配布をしておりますし、それから啓発用のビデオの作成とか展示というのもやっております。これらを全国の地方自治体へリーフレットやポスターを配布したりして御協力をいただいているわけですし、また、パイロット実験のデモンストレーションも全国十カ所ので一般公開をやってきております。

ただ、先生御指摘のように、一般の方々への周知といふのはなかなかまだ進んでいないといふふうに思つておりますので、この法律を通させていただきましたら、それを予定しまして予算面でも今年度は昨年度の二倍以上の予算を確保しておりますし、それから、NHK、地元民放、それから私どもの地方機関、三者が中心になって協議会を設けまして、ここを中核にして周知活動に取り組んでいこうと思つております。その際には、地方自治体の方にも協力を得まして、いろんな面で御協力いただながら周知活動をやつていきたいなといふふうに思つておりますので、地上波のデジタル化を決定した経緯についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(鍋倉真一君) 時系列的に申し上げますと、平成十年の十月に報告が出たわけですが、学識経験者の方ですとか、それからNHKの会長あるいは民放連の会長といった放送事業者等の方に御集まりをいただきました。ここで今後の我が国のテレビジョンのデジタル化のあり方を検討していただいたわけでございます。

そこで、その結論が、我が国においても地上デジタル放送に全面的に移行すべきであるといふ御結論をいただきました。これを進めるために、一昨年でございますが、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法とそれから放送法の一部改

正をする法律を提出させていただきました。デジタル化を進めていくという基本的な方向を定めていただいたところでございます。

この法律の制定後、一昨年の、十一年の九月でございますが、NHK、民放、それから郵政省の三者によります共同の検討委員会を設置しまして、専門的な知識を有する方々とチャネルプランの作成等具体的な実行方策を検討してきたところでございます。

今回、この地上デジタル放送への移行に先立つて、いわゆるアナ・アナ変更が必要でございますので、この共同検討委員会の検討を踏まえまして、アナログ周波数変更対策の経費に予算を計上するとともに、この電波法の一部改正を今御審議いただいているところでございます。

○内藤正光君 九八年に地上デジタル放送懇談会でデジタル化の方向性が決定されたといふことなんですが、その構成メンバーとして学識経験者、放送事業者、あとメーカーが加わっているといふことなんですが、いわゆる一般国民とか、そういう方々といふのは参加していただいんでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 労働組合の代表の方ですとか、あるいは主婦連の会長さんですとか、それから国民生活センターの方ですとか、そういった方々が含まれております。

○内藤正光君 そういった方々が一般国民を代表するといふことなんですが、入っているといふんですが、例えば何十人の中に何人入つていたといふ言い方をすると、どれぐらいになるでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) ちょっと今、人数正確に数えなきゃいけませんけど……

○内藤正光君 いや、いいんです、大体で。

○政府参考人(鍋倉真一君) 二十五、六人中三名といふことでございます。

いうと、私はなかなかそうはなっていないんじゃないのかという思いがしてならないんです。

それを受けて、地上デジタル放送に関する共同検討委員会ということで、それは放送三者ですね、いわゆるNHKと民放ですか、あと郵政省、ここには全く技術的な問題だからということでは一般国民を入れないというのは、それはそれで一つの理屈かもしれませんが、私は今、国民の間に地上波のデジタル化といふものがほとんど浸透していないといふのは、こういった決定プロセスに一つはあるんじゃないかなと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) このデジタル懇談会におきましても、先生御指摘のメンバーにはそうなんですが、デジタル化に向けてのアンケート調査ですとか、あるいは地方懇談会といふものを開催しております。このデジタル化についての一般国民の方々の御意見はそういう場で聞きしているところでございます。

ただ、まだ周知が足りないといふことは先生御指摘のとおりかと思ひますが、そういうプロセスの中で国民の方々の、地方の意見を聞く場を設けながら、この懇談会はまとめてきたという経緯はございます。

○内藤正光君 また、NHK予算ですとか、あるいはまた、さきの放送法改正の際に附帯決議がついていたかと思ひます。その趣旨は、地上放送のデジタル化の意義についてと国民に周知徹底を図れ、理解を求めろといふ趣旨の附帯決議がついていたかと思ふんですが、それを受けて総務省としてはどんな具体的な取り組みをされてきたんでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 先ほどの御答弁とダブルでございまして、私どもは私どもなりにできる限り周知徹底を図りたいといふことで、リーフレットですとかポスターの作成ですとか、それから地方公共団体へのリーフレット、ポスターの配布、協力をお願い、あるいはパイロット

実験での一般公開等を行ってきたわけでございます。今年度は予算面でも倍増のお金を確保して周知徹底をしていきたいということ、それから、これからは法律を通させていただければ三者でやる協議会で、特に民放の方あるいはNHKもそれぞれPRをメディアを通じてやっていくということになるんだらうと思います。

○内藤正光君　ところで、ちょっと話がかわるんですが、地上波のデジタル化を進めている国はほかにもあるわけなんです、そんな中でイギリスがかなり順調に進んでいるというふうに聞いております。イギリスの政府としてはいろいろな取り組みをなされてきたというふうに聞いています。この地上波のデジタル化に関してのイギリス政府の一連の取り組みについて、ちょっとコンパクトに教えていただきたいんですが。

○政府参考人(鍋倉真一君)　イギリスでは九八年の九月から地上デジタル放送を開始いたしております。それで、全世帯の七〇%以上が地上デジタル放送を受信可能ということになっております。加入件数は、本年一月現在で約百万というふうに加増をいたしております。

イギリスにおきましては、この地上デジタル放送を普及するために、イギリス政府におきまして、デジタル放送事業者に対して最初の十二年間は免許料を免除する。これは免許料が非常に高うございまして、毎年払うものなんです、例えば二〇〇〇年ではアナログ十六局で六百二十億を払っておりますので、大変高うございます。これが免除になるといことは、非常に放送事業者にとつてはメリットがあるということだろうと思います。それから、デジタル放送受信機につきまして、デジタル買い取りマークという表示をしまして、消費者がデジタル受信機とアナログ受信機の区別ができるように、容易に選択ができるようにメーカーに要請をしているということもございまして、これは、これまでのことではなくて、これからのことではございますが、今年の下半期にはモデル地区を選定して住民にインターネット接続可能な

デジタルテレビの端末を貸与しまして、デジタルテレビの技術的な問題点とか、あるいは視聴者のニーズを調査する予定でございまして。一つのデモンストレーションも兼ねているということなんだろうと思います。

一方、放送事業者も、デジタルで有料でやっているところがあるわけでございまして、その衛星のデジタルの放送会社が無料で、デジタル放送を受信するためのセットトップボックス、これは価格にして今イギリスでは三・五万円から五万円というところでございまして、これを視聴者に貸与しているという、これが非常に大きく効いているのかなというところでございまして。

○内藤正光君　それだけですか。もっとほかにかありませんか、大きなことが。

○政府参考人(鍋倉真一君)　もう一つは、普及をしている一つの大きな理由と申しますのは、イギリスの場合にはチャンネル数が少のうございまして、今度のデジタル放送はSDTVフォーマットでありますけれども、非常に多チャンネルになつてくるということで、いろんな番組が見られるということがあるのかなというところでございまして。

○内藤正光君　そのほかにも、既存の事業者あるいはまた新規参入事業者を促すための何か施策はとらなかつたんでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君)　私も、免許料の関係以外ちょっと承知しておりません。

○内藤正光君　私の知る限りでは、三十チャンネルを用意して、既存の放送事業者には、BBCとか民放五局には優先的にチャンネルを配分したんですが、例えば既存事業者以外の、ほかの事業者に対して、例えば必ずしも高精細画像というんですか、高精細放送という方針はとらずに、例えば既存の事業者に対してはサイマルチャンネル・プラス・モアチャンネルといつて多チャンネルで放送してもいいですよとか、さらにまた新規事業者に対しては有料の多チャンネル放送をしてもいいですよとか、いわゆる参入に対してインセン

ティブを与えたというふう聞いておりますが、この辺は承知しているんでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君)　ちよつと私の言葉足らずだったと思いますが、従来、英国ではチャンネル数が多くないということで、多チャンネル化ということとはそういう意味を含めて私申し上げたんですが、ちよつと言葉足らずで申しわけございません。

○内藤正光君　あと、私が調べた限りでは、例えばソフトとハードの分離を行つて、放送事業者をコンテンツに特化して設備面での負担を軽減するなど、いろいろな措置、政策を展開したやに私は聞いております。

私は、イギリスのデジタル化が順調に進んでいるのはなぜなんだろうと。目玉となるようなコンテンツがあつたのか。よく目玉となるようなコンテンツがないからなかなか普及しないんだというんですが、私の知る限りでは、イギリスで目玉となるようなコンテンツがあつたから普及したというふうには理解していないんです。それよりも、むしろちゃんとした政策の積み上げでもって順調にデジタル化が進んでいるんじゃないかなと私は理解しているんです。

そういう観点で、イギリス政府の一連の取り組みで、私は日本政府としても参考にすべきことは多々あるうかと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○副大臣(小坂憲次君)　実は、私も本年一月末でございまして、タボス会議に出るときにイギリスを経由しまして、ヒューイット電子大臣とスミス・スポーツ・文化大臣にお会いして、デジタル化の質問をしてみました。

その結果からしますと、今、内藤委員がおっしゃつたようなことの中で、特にヒューイット大臣が強調されたのは、どうもうまく進んでいない、ついでに我々モデル地区を選定して、そこでインターネットとの融合を合わせた実験をしてみたいと思つている、これによって弾みがつくと思つた、こう言つておられました。今、先ほど鍋倉局長が

説明を申し上げた中にあつたそのモデル地区というのがそれでございまして、当時はまだ計画ということで、それを強調されておられました。

やはりインセンティブが足りないということ、認識していらつしやいまして、特に日本の場合には高精細度テレビ、いわゆるハイビジョンタイプだ、しかし我々は標準タイプだということで、そのインセンティブがいま一つ働かない、やはりきれいというのは大きなインセンティブなんだろうと、こう言つておりました。

その面から、反面教師のようにして、私どもの政策誘導、学ぶべきものがあるかという点で、まず一つは高精細度であるということをやはりもつとPRしていく。先ほど、今のアナログのハイビジョンとそんなに違わないんじゃないかというお話もありました。それから、過日、前回の委員会でも委員の中からそういう御指摘もございましたので、実際にそういったものがはつきり見えるようなディスプレイを皆さんの目に触れるような場所での展示をしていただくように事業者あるいはメーカーの方をお願いをするとか、そういった面をやつていくこと。それから、普及のためにやはり特定の地域でというようなこともありますので、これも普及状況を見ながらそういったものもあわせて検討していく必要があるのかもしれません。

いずれにしても、委員の御指摘もありますし、そういったものを幅広く検討していくことが必要なんだろうと、そういうふうな思つておられて、英国と我が国では周波数事情も違いますし、また、今のような規格も違いますし、必ずしも英国のものがそのまま私どもの参考になるというわけでもありませんが、しかし、私もより先にやつていて、その普及開始後いろいろ苦労をされていることを、そのときヒューイット大臣とも、じゃ先輩として今後我々にアドバイスすることがあつたらぜひとも下さいと、これからお互いに連絡をとり合ひましようという話もしてまいりましたの

で、そういう意味で、今後とも連絡をとりながら、向こうの参考になるような事例は吸収していきたい、このように思います。

○内藤正光君 私は、イギリスの方はもう世帯普及率、何か既に二十数%進んでいるということで、これは順調に進んでいるのかなという理解でいたんですが、イギリスの方としてはこれでもまだまだ足りないという認識でした。ぜひお互い政策的に学び合えるところは学んでいって、普及に努めていっていただきたいと思います。

では、ちょっと話題変わります。デジタル化のスケジュールについて質問をさせていただきます。インですが、当然二〇〇三年から東名阪の地域でデジタル化放送が始まるわけなんです。そんな中、名古屋の方で何かデジタルタワーの建設が市によって拒否されたという報道が先日行われました。一方、東京でもいろいろさいたまとか新宿とか多摩とか秋葉原、いろいろ何かその建設予定地の候補が挙がってはこれはだめだとかいろいろな報道がなされていて、要はその決定が暗礁に乗り上げているように聞こえているわけなんです。この辺のちよつと実情について御説明していただきたいんです。それで、なぜこの用地の確保がうまくいかないのか、その理由について御説明ください。

○政府参考人(鍋倉真一君) 御指摘の名古屋のタワーでございますけれども、当初、放送事業者は東山公園内に建設をしたいということで名古屋市内に要望したわけでございますが、名古屋市内によりますと、このデジタル放送用鉄塔というのは都市公園法上の公園施設古用物件として想定されていないということで、都市公園法上の制約等により認められなかったというふうに私も聞いております。

現在、放送事業者は、早急にその代替候補地の検討を進めておられまして、本年夏ごろまでに建設地を決定すれば二〇〇三年のデジタル放送開始には可能というふうに聞いておりますが、これも非公式に聞いている話でございますが、複数の代替

地を当たっておりまして、可能性もどうか、その中で建設してもいいというような回答の市も、そういう動きもあるというふうに聞いております。

東京の件でございますが、いろいろなタワーの建設の計画の予定があるということは、いろいろな候補地があるというのは聞いておりますけれども、ただ、東京につきましては、放送事業者の計画でも二〇〇三年のデジタル放送の開始時は現在の東京タワーで行うという予定を想定しているというふうに私も聞いております。

基本的には、テレビのタワーというのは、建設場所につきましては放送事業者が事業経営の観点から決定すべきものでございますけれども、御指摘のとおり、地上デジタルテレビ放送の円滑な実施にぜひともこの決定というのは必要なのでございます。私ども、そういった検討が早急に進むように期待をしているところでございます。

○内藤正光君 東京についてはとりあえずは東京タワーを使うということだったんですが、いずれにしてもタワーをつくらなきゃいけない。そのタワーを決めたら、それに連なる中継局だとかそういったものをつくっていかなくちゃいけないわけですね。東京、名古屋の例を挙げるまでもなく、やはりちよつと用地の確保は困難をさわるんだらうなと思うんです。

これはあくまで放送事業者の責任において用地を確保し、そして建設を進めていくというふうにおっしゃったわけなんです。用地の確保が困難だということはそれだけ当初の予算が大幅に上回るだらうということが容易に想像できるわけなんです。これはあくまで国策でもってやろうと決めたわけで、それに放送事業者の皆さん方は従うわけなんです。当初の放送事業者の資金計画に大きな狂いが生じてしまった場合、総務省として予算的な措置も含めて何らかの措置を講じる考えはおありんでしょうか。

○副大臣(小坂憲次君) どのようなタワーをどこに設置するかということは、今、局長の答弁のよ

うに、基本的には放送事業者が事業経営の観点から決定を決定をしていく問題だと思っておるわけでございますが、今御指摘のように、今後、用地が高騰をするとか、当初予算を上回るような場合どうするのか、こういうことでございます。

総務省としては、デジタル放送設備にかかわる経費負担については、第百四十五国会で高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を成立させていただいております。その中で地方税につきまして、取得後五年間の課税標準を四分の三に圧縮するとか、これには鉄塔を含んでいるわけでございます。また、財政投融資に、この扱いの中で鉄塔及び土地を含む支援策を講じておりますが、これも融資比率は四〇%、金利は大体一・六、一・五ぐらいです。余りメリットがあるということでもないかもしれませんが、そういうことであります。

また、債務保証を通信・放送機構で考えておられて、これは鉄塔も含んでおります。しかし、これも上限がありますので、そういう意味では今の支援で十分かと言われると、個人的には余り急激な変化があるとかなりきつことになるかなと。

しかし、放送事業者が直接出資をするというのか、東京タワーのように各事業者が一緒になつて一つの事業体をつくって、そが長期的な視野に立つて建設をし、そして各事業者からの収入によって運営をしていく、この観点では各事業者、その鉄塔事業者は事業的には比較的うまくいっているわけですね。ただ、本来事業以外のところで欠損が出たという事例はないわけではなく、しかし鉄塔事業そのもので大幅な赤字を出したという会社は余りないものですから、そういう意味からすれば、資金的な面も十分に考慮して慎重な計画を立てていただければ対応できるのではないかと、こう思っております。そういう事情を一定注視しながら、委員の御指摘もありますので、そういう面を考慮しながら見守っていきたい、このように思います。

○内藤正光君 副大臣、先ほど債務保証もあるということなんですが、例えば、総務省の見解では、その債務保証はNHKには認めない、また民放キー局が申請することは期待はしていないと。来ても要は断るということだろうと思ひます。逆に、本当に財政状況の悪いところが申請してきても恐らくこれは断るだろうと思ひます。そうすると、銀行が貸してくれませんか。そうすると、政府が言う、副大臣がおっしゃる債務保証の対象がごく少数に絞られてきてしまふわけですね。普通に考えても恐らく中堅の数十局程度かなというふうにしかならないんです。

ですから、私は、この債務保証、基本的には民放各社の本当にちゃんとした努力が必要だと、それが大前提であることは確かなんですが、やはりこれはもう十年間で国の音頭取りのもとに進める一つの大きな事業なわけですから、何らかのものと手厚い措置が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 前提として申し上げたいんですが、タワーで、親局でございまして、ほとんどの場合は、名古屋を除きますと、現在のアナログの局のある場所です。デジタル局を設置するというふうには多くの事業者の方が考えているようでございますので、問題になるところというのは、この名古屋と、それから先ほど申しましたように東京は将来は新しいところでやるという考えがあるようでございますが、東京タワーを最初のときには使うということでございまして、御懸念のことというのはほとんどの場所ではないのかなというふうに思っております。

○内藤正光君 なければならぬことは、ないんですが、ぜひまた、もしそうでなかった場合、適切な対応を講じていただきますようお願いを申し上げます。

あと、この関連で言いますと、二〇一一年にはアナログ放送、つまりサイマル放送がストップをするわけなんです。ちよつと改めて確認をさせていただきます。二〇一一年になれば、その時点

でのデジタル端末の普及率がどうであろうともアナログ放送はストップするという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○副大臣(小坂憲次君) 内藤委員からもたびたび質問をいただいて、同じような答弁を申し上げたと思うわけでございますが、恐縮ですがもう一度繰り返させていただきますと、地上放送のデジタル化に当たりましては、明確な目標期限を定めましてそれに向けて取り組むことがデジタル放送を普及させ早期に国民がデジタル化のメリットを享受できる最善の方策である、このように考えております。また、需要予測やテレビの受信機の買いかえのサイクル等を勘案すれば、今後十年間で国民視聴者に無理なくデジタル受信機への移行に対応していただけるものと考えているところでございます。

また、デジタル放送の普及に関し予見したいような状況が出てきた場合、これはどういうことかというの、なってみなきゃわからないような全く予想しがたいようなものが出てきて、これは予想しがたいのですから出てこなきゃわかりませんので、そのような状況が出てきたときには、そういう状況と十分注視してそれに必要な対応をすることはあり得ると思っておりますが、現時点ではそのようなことが予見されておりませんので、今おっしゃいましたように二〇一一年に停止するというふうに考えていただきたい、このように決めたということでございます。

また、そういった検討をする場合でも、逆に、それではアナログ放送停止期間をおくらせる必要が出ちゃうのかという、その対応策としては、家庭におけるITの基盤整備がおくれることにもなってしまう。要するに、いろいろなメディアがデジタル化されて初めてデジタル化のメリットというのが総合的に出てくるわけですから、その一部である、また基幹的なメディアである地上放送がおくれるといわゆるIT社会の構築スケジュールがおくれるということになりますので、また、周波数の逼迫する中で次世代の携帯等の

需要も予測されてきている中で、おくらせるということとはあきがなくならないことですので、それもまた支障になる。

そういうことから、対応できる方法としては、こういったデメリットを生じないような方法、すなわちスケジューリングにより全面移行することを前提にしつつも、普及策としてどのような方策をとるか。考えられるものは、ヒューイット大臣が英国でやったように、特定の層に対してコンパターのようなものをどういう形で貸与するというようなことも検討になるのかもしれないが、そういったいろいろな施策の中からそういった状況、予想したい状況に対応したあり方というのをその時点でまた検討したい、このように思っているところでございます。

○内藤正光君 私自身やはり目標を定めるということの必要性は重々認識しております。目標を定めなければなかなか進まないわけですから。しかし、万が一の場合どうするんだという趣旨の質問ではございますが、小坂副大臣の、予見しがたい事態が生じたらそのときしかるべき措置を考える、講ずるという答弁で、これに關しての質問は終えさせていただきたいんですが。

では、最後のテーマになります。電波利用料については何点かお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今回の法改正で、電波利用料をアナ・アナ変換対策に使えるようにするわけなんです、ここがちよっとお尋ねしたいのは、なぜ一般財源を使わなかったんでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 今度のアナ・アナ変換を実施しますと、要するにデジタル化に伴いまして最終的には割り当て可能なあきの周波数が生じます。それを、今予見されますのは携帯電話等移動体の通信になると思いますが、そういった周波数の逼迫しているものに、そちらに割り当てることができるということで、この逼迫対策に寄与するということでございます。こういうことでございますので、地上放送のデ

ジタル化に伴うアナ・アナ変換というものが無線局全体の受益に資するものであるということでございますので、電波利用料というものがそもそも電波の適正な利用の確保に關し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行なう事務の処理に要する費用に充てるため徴収するというところでございまして、一般財源よりも電波利用料を充てる方が負担の公平の観点からも望ましいのかというふうにも思っております。

なお、先ほどの質問でございますが、先生の御認識と私どもの資料で、イギリスの普及率でございますが、デジタル化の普及率です。先生御指摘いただいたデジタル化の普及率というのは、デジタル衛星放送あるいはケーブルテレビ全部を含めましての数字でございます。

ちよっと細かいんですが、申し上げますと、デジタル衛星放送で四百十萬世帯、それからデジタルの地上放送は百万でございます。それから、デジタルのケーブルテレビが九十萬ということ、合計六百萬世帯がデジタルで見ているということ、この全体を足しますと確かに先生おっしゃるような二六％デジタル化普及率ということになります。デジタル地上放送のみの世帯普及率は四％ということでございます。

○内藤正光君 今回のアナ・アナ変換に電波利用料を使うというのは、理由はわかったんですが、これはきょうの朝思い浮かんだ質問なので、通告していないので恐縮なんです、ちよっとこの法律をきょう見返してみたいんです。まさにこの七十一條の二項、つまり特定周波数変更対策業務という項目が加わるることによって電波利用料がアナ・アナ変換対策に使えるようになるということなんです、ただ、この条文を読んでみても、使える対象が必ずしもアナ・アナ変換に限られてはいないと私は読めるんです。

ちよっと事実を確認したいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 条文の書き方は先生おっしゃるとおり一般的な書き方になっておりま

すので、アナ・アナという言葉は使っておりません。ですから、将来同じようなことが想定というが出てまいりました場合には、この条文がまたアナ・アナと違うようなことで起こり得るような、全部包含するような形の一般規定になっております。

ただ、こういう規定はしておりますけれども、私も今予見するところでは、今お願いをしておりますアナ・アナ変更のこと以外に思いつくものはございませけれども、法律の規定の仕方としては一般的な規定をしているということで、先生御指摘のとおりでございます。

○内藤正光君 ということは、法律上はまたアナ・アナ変換以外に何かこの情報通信の分野でお金を使わなきゃいけないようなものがあつたら、別に国会の審議を通らなくても、通さなくてもそれを使えるということですか、技術的には。

○政府参考人(鍋倉真一君) 確かに、御指摘のとおり、あとは割り当て周波数の、周波数計画の変更ということになりますので、可能性としてはあり得るわけでございますが、ただ、こういう規定以外、私も全く予定をしておりません。アナ・アナ以外には予定をしておりません。

○内藤正光君 予定はしていませんけれども、将来いろいろなことが起こる可能性もあるわけなんです。

そこで、ちよっと電波利用料の、これまたちよっときのうの時点で予定していなかった質問なので、わかつたら教えてください。電波利用料の収入、テレビからは一万二千三百円、そして携帯電話から毎年五百四十円かそこらでしたか集めているということなんです、総額毎年どれくらい集まるものなんでしょうか。

○政府参考人(金澤薫君) これは電波利用料の歳入決算の数字でございますが、平成十一年で三百五十六億、平成十年で三百七十億、平成九年で二百五十二億ということでございます、徐々にふえつつはございますけれども、大体三百数十億程度が現状でございます。

○内藤正光君 三百億円ということなんです、

私、思いますのに、普通に考えたら携帯電話は人口の数以上に普及はしないわけなんです。ただこの携帯というのは何も通話目的だけじゃなくて、それこそ老人の方に持つてもらうとか、そういう「いまだサービス」とかいうのがあったかと思うんですが、いろいろな使い方があつたら、いわゆる携帯電話一般ですね、音声通話に限ることない携帯電話一般ということで考えれば、今後ますますこの電波利用料の収入、上がりというんですか、はどんどん増していくというふうに私自身理解しているんですが、その辺の認識は合っていますでしょうか。

○政府参考人(金澤薫君) 御承知のように、電波利用料というのは無線局の数があつていけばふえていくという形になっておりますので、先ほど申し上げました数値以降の、例えば平成十二年だと、これは歳入予算でございますが四百四億、平成十三年は四百五十一億というふうな形でふえていくということでございます。

○内藤正光君 つまり、この電波利用料というのは今後ますます増加の一途をたどるものであるわけなんです。そんな中、この法案、今のところはアナ・アナ変換以外にその利用は、使用は考えていないという、予定されていないということなんです。法の枠組みとしてはもっと幅広い使用ができるようなものになっているわけなんです。私は余り野方図に何でも使えるようなことがあつて果たしていいんだろうかと。電波利用料というものの持つその趣旨にのつとつたときですね。ですから、私はここで電波利用料というものの用途を含めてそのあり方を再度見直さなきゃいけないんじゃないか。再定義と言つてもいいかもしれません。そういうふうな思ふんですが、大臣あるいは副大臣の方から、方向性でもいいですから、お考えを。

○政府参考人(金澤薫君) 事務的に、まず現在の電波利用料の性格論を御説明しておきたいと思いますが、現在の電波利用料は、電波の適正な利用の確保に關し総務大臣が無線局全体の受益を直接

の目的として行ふ、いわゆる行政事務の処理に要する費用、これのために、この財源に充てるために免許人が負担すべき料金というふうになっております。

したがいまして、性格は電波利用共益費用というものを既存の免許人全体に負担するという枠組みがございまして、その枠組みの中で私もこの電波利用料の用途を定めていくということでございます。

○副大臣(小坂憲次君) 今、局長の答弁がありまして、今のような趣旨で設けられておりますし、今の電波料の料額算定の中で総合無線局管理ファイルの構築のためにかかる費用とかいろいろあるんですね。これらも技術の進歩とかファイリングのつくり方とか申請のやり方の合理化とかいろいろあるんだらうと思ひますので、どこかの時点で私も見直すことは常にやっていかなきゃいかぬと思つておりますので、私も個人的に疑問を感じた点については常に省内で議論をしておりますので、そういった意味の柔軟な姿勢で見直しを行つていくということをやつていきたい、常に検証するという意味の見直しを進めていきたい、こう思つております。

○内藤正光君 これで、時間は二十分ぐらい余つてゐるわけなんです。私の質問を答えさせていだきたいと思ひます。

最初の話に戻るわけなんです。やはりこの地上波のデジタル化、大臣あるいは副大臣がおっしゃつた理屈はわかる。携帯電話のためにあけなさいやないとか、そういう理屈はわかるんですが、これはあくまで国の側の、あるいはまた事業者の側の理屈であつて、一般国民が納得できるものではないんです。ですから、ぜひ一般国民の立場に立つて、なぜ地上波のデジタル化が必要なのか、そういうものをぜひ広めるべく、理解してもらふべく取り組んでいっていただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終えさせていただきます。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。

本法案は電波法の体系の中に特定周波数変更対策業務なるものを追加するものであり、一見しただけでは法改正の目的はわかりにくいと思ふんです。

しかし、この法改正がもたらす結論というものが二〇一一年にアナログ放送を打ち切る、つまり今や国民生活になくならないものとなつていくテレビ放送が、テレビを買い換えたり新たな機械を買つたりしなければ今のままでは一切見られなくなる、こういう極めて重大な問題であるということが審議を通じて明らかになってまいりました。

そして、最大の問題点は、政府がこれまでの態度を百八十度変えたこと、つまりデジタルテレビを大いに普及して、普及したらアナログ放送を打ち切るといふ立場から、アナログ放送打ち切りの期日を決めて国民に示すことでデジタルテレビの普及を進めようという立場に、政府が明白に立場を変えたことだと思ひます。ここに今回の法改正の反国民性がくつきりあらわれてゐる、私はきょう、これを議論したいと思ふんです。

まず、政府は視聴者にとつてのデジタル化の五つのメリットというものを再三繰り返してまいりました。

私がこの間、取り上げてきた視聴覚障害者向け字幕放送の実施状況を見ると、BSのデジタル放送においてもそれまでのアナログ放送番組以上の字幕付与率にはなつておりません。あなた方はデジタル化さえされればまるでどんな番組にも字幕がつくかのように言つてまいりました。この間の私の質疑でも明らかになつたことは、それは技術的に可能になるといふだけであつて、放送事業者が放送番組に字幕そのものをつけないければ、勝手に字幕が流れるわけではないということでありました。

まず、情報通信政策局に聞きますけれども、それは事実ですね。

○政府参考人(高原耕三君) 先生おっしゃいますように、総務省といつたしましても視聴覚障害者向

け放送の充実というものを情報アクセス機会の充実という面から、放送がデジタル化されてもこの字幕放送の必要性というものは変わらないというふうに考えております。そういう観点もあります。

【委員長退席、理事海老原義彦君着席】
総務省といつたしましては、平成九年度に放送法を改正いたしまして、字幕放送等のための免許を不要としたり、字幕放送の努力義務規定を設けております。さらに、行政上の目標として平成九年十一月に字幕放送の普及目標というものを策定、公表をいたしたところでございます。

民間放送事業者においても、字幕放送の普及目標の達成を念頭に、厳しい経済状況等の中でも字幕放送等に対する着実な取り組みをいただいております。このこととしましては、総務省としても、字幕放送の制作費用の助成、あるいは自動制作技術の研究開発等の支援をいたしております。この努力義務規定を踏まえて民間放送事業者におかれましてはさらなる拡充が望まれておるということ、私もとしまして引き続き要請をいたしておるという段階でございます。

○宮本岳志君 小坂副大臣がデジタル化の五つのメリットというのを繰り返しておっしゃつております。これは、九八年のデジタル懇の報告書にある五点を踏まえたものだといふふうに思ふんですが、私も、しかし視聴者が本当にそれを享受できるためには、まさにそのようなサービスが放送事業者によつて提供される必要があると思ふんです。

そこで一つ聞きたいんです。一昨日の答弁で、例えばデジタル化のメリット、双方向ということ、視聴者がドラマの幾つかのストーリーの一つを自由に選べるようになるということをおっしゃいました。これは、放送事業者がそれだけの余分な数の映像をつくつた場合は選べますよ。でも、つくりたい限りはそうはならないと私は思ひます。それともデジタルテレビがドラマというものをつくつてくれるんですか。いかがですか。

○副大臣(小坂憲次君) 確かに、委員が御指摘の

ように、将来的にはという前置きの中で、大臣及び政務官の答弁の中で、複数のストーリーの中からストーリーの結論まで選択ができるようになることになると、ハッピーエンドが好きな人はハッピーエンドになっちゃうんですかねと若干の疑問符つきながらも述べたことは事実でございますが、おっしゃる通りに、やはりつくらないものは出てこないわけですね。機械が自動生成することはないだろうと思います。

しかしながら、放送事業者側において複数のストーリーをつくるということも確かに考えられることでありますし、また映像のすべてを並行して放送していただく、主人公のせりふ等の一部をデータとして放送しておいて、それを受信機側で選択が可能なような形にして、結論が若干変わるというようなことも、例えば最後に、実は彼は死んだというところを、いや、今彼はアメリカへ行つて大成功しているよという文字に変えてしまえば変わるとかということはあるのかもしれない。そういう意味で、インターネット等を通じて送信したデータと混合するとか、いろんなアイデアが多分出てくるんだと思うんですね。

そういった将来の可能性も踏まえて答弁として申し上げたことでありまして、おっしゃる通りに、つくらないものは出てこない、これは事実でございます。

○宮本岳志君 決して揚げ足を取ろうというわけじゃないんですけど、私が感じるの、あなたの方の議論が何かバラ色に描くばかりで、なかなか国民にしっかりとした情報をお伝えするものになつていないというふうに感じるからであります。小坂副大臣おっしゃるとおり、中身をしっかりとつくらなければ、幾ら技術的な可能性が広がっても自動的にはいかないということですから。そこで聞きたいのは、じゃ、今その中身をつくらせる努力を本当に尽くしているのかということをお願いいたします。

「視聴者にとつてのメリット」の中に、「高齢者・障害者にやさしいサービスの充実」と挙げられて

おります。先ほどお尋ねした字幕放送の充実も緊急の課題です。そのためには、テレビ番組をつくっている事業者が今のアナログ放送のうちから字幕の付与番組を大幅にふやさなければ、幾ら地上波デジタル放送が始まっても再び空手形を切る事になってしまいます。

小坂副大臣は九七年の放送法改正のときに、字幕付与の義務化ということについて実的な確な指摘をされております。こう言っておられます。

「大体においてドラマのようなものはシナリオがあるわけですから、シナリオのせりふをそのまま打ち込んでしまえばいいわけで、せりふを、一回しゃべったものを、全部本番で録画をしたものをまたビデオから書き起こして、そしてそれをまた字幕をそのシーンに当てはめていくという全く逆の作業をするのは効率が悪いに決まっています」。

「やはりこれは、テレビ局がやらなければいかぬ」と思えば、それに踏み込んでいくわけですね。義務化されればやらなければいけないのですから。」と、こう言つて、字幕放送を義務化しなければならぬと進まないという主張がされています。

副大臣、この考えに今でも変わりはありませんか。

○副大臣(小坂憲次君) 義務化すればそれは早く進むだろう、こうは思うわけですが、しかし、それじゃ、その義務化というのが、行政が立ち入ってやるのが正しいのかどうかということになりますと、これはまた別の問題でございます。

そういう意味で、九七年当時というのは私が委員として申し上げたことだと思ひます。今こちらの立場で申し上げるのは行政としての立場でございますが、そういう立場で申し上げる場合には、やはり民間事業者の自助努力というものを前提にしていかにやいけぬ。日本というのは民主主義の国でございますので、やはり市場原理に基づいて運営されておりますから、そういう意味では民間事業者が鋭意努力をもつて、利用者の利便を考慮に入れて努力をしていってもらう、これが必要

でございますので、放送事業者の努力義務というものも放送法では規定いたしておるわけでございます。

(理事海老原義彦君退席、委員長着席)

委員も十分御存じだと思つてございましてけれども、放送法の中に第三条の二、四項に、「放送事業者は、テレビジョン放送による」云々と書いてあります中で、「音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることのできる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない」、このように申しまして努力義務を規定しております。放送事業者が努力をしていることは間違いないと思ひますが、ただ、欧米と比較して、なぜ日本がそんなにおくれるんだということに関していえば、これは私は、一つは日本語の特性というのがあると思ひます。

英語の場合には結論が先に参りますし、それからアルファベットだけで済むわけでございますので、文字を生成する場合に非常に楽でございます。しかし、日本語の場合には結論が後に来ますので、その途中で使つた言葉を漢字に当てはめるとどういふふうになるのか。同じシチョウという言葉とかホウソウという言葉にしても、包む包装もあれば、シチョウという場合にも、主張しているのか耳で聞いているのか、そういう意味の、結論から逆算してくると間違ひの訂正ができるというようになロジックからすると、日本語というのは大変文字化するのが難しい。これはもう委員、十分おわかりだと思ひます。そういう意味では、本来不可能なものに挑戦しているぐらいに困難なものを、よくまあここまでやっていけると言えればよくまあここまで進んだとも、逆の見方をすれば言えるかもしれない。

そういう意味で、努力義務という形でお願ひはしておりますが、NHKで一七・九%、民放五局で二・九%という数字からすれば、民放のなお一層の努力が求められるところであるといふふうには思ひますが、私は、義務化というのはいや

だるべきではない、このように思つております。○宮本岳志君 随分立場は変わるんですね。このときの審議を見ておきますと、明確に義務化してこそ進むという御主張をされているんですね。

民主主義社会だからとおっしゃいますけれども、例えばバリアフリー法というものは交通事業者者に義務を課したわけですよ。義務を課するのは民主主義社会ではあるまじきことだと言ふんだつたら、バリアフリー法というのとはつくつてはならなかつた法律だということになるじゃないですか。そんなことじゃないんです。現実に進めるために何をなすべきかということをしつかりと考えていただくと思うんですね。それを指摘するのは、いろいろ技術的に可能性が広がりますよという話はあるけれども、じゃ、広がつたら本当に字幕がつくんですか、現についていっているんですかと、放送に。そう見たときに、それはNHKはいろいろ頑張つていただいている。しかし民放が全く遅々として進まないというのはもう小坂副大臣も御存じのとおりだと思ふんですね。

私、ぜひこういう点もしつかりと進めなきゃならない。この問題はきょうの質疑の中心ではないので、また他の場に譲りますけれども、党派を超えてこの問題、しつかり議論して、国会として取り組みたいといふふうには思つております。さて次に、本法案の最大の問題点としてこれまでも指摘してきたサイマル放送の打ち切りの期日について伺ひます。

本法案は、特定周波数変更対策業務の前提となる三つの条件が満たされていることをもつて電波利用料財源の使用を可能とするものであります。したがつて、アナ・アナ変換への支援業務を行った後になつてこの三要件を覆すようなチャンネル計画の再変更は違法ということになると思ふんですね。

改めて確認をしたい。今回の法改正が成立すれば、二〇一一年の時点になつて、もしアナログの免許を引き続き交付しなければいゝが悪い事態

が起ったとしてもそれはできない、そのためには法改正が必要になる、これはそういう理解でいいですね。

○政府参考人(鍋倉真一君) そのとおりでございます。

○宮本岳志君 つまり、二〇一一年以降は従来の受像機のままではテレビを見ることができなくなる、そのことがこの法律で決まってしまうわけがあります。

アメリカは二〇〇六年までにデジタル放送に全面移行する計画になっておりますが、その際のアナログ放送打ち切りの期限の延長条件というのが付されております。まず、その三条件を御紹介いただけますか。

○政府参考人(鍋倉真一君) アメリカでは、一九九七年の予算均衡法というものがございまして、そこで地上アナログ放送免許の有効期限は二〇〇六年末までということが定められております。

先生御質問の、例外的に、一つとしましては、四大ネットワーク系列の局の一つ以上が当該地域においてデジタル放送を放送していないというのが一つの条件。もう一つは、デジタル放送用のチューナーが当該地域で販売されていない。それから、三つ目としましては、テレビの受信機保有世帯の一五%以上が、デジタル放送を行っているCATVあるいは衛星放送に加入していない、またはデジタル受信機を保有していない。その場合には、FCCは当該期限を延長しなければならないというふうになっております。

○宮本岳志君 今のこの三条件、このうちのどれか一つでも満たされる場合は打ち切れない、つまり引き続きアナログ放送が継続されるということではないですか。

○政府参考人(鍋倉真一君) そのとおりです。

○宮本岳志君 アメリカの条文では、シヤルという助動詞を使っているというふうにお伺いをいたしました。継続しなければならないというニュアンスであります。

アメリカは、地上波のデジタル放送の開始は九

八年ですから、二〇〇六年まで八年間かけて移行をいたします。しかし、八年かければ必ず移行できるということになっていないです。実際の国民への普及の仕方についてアメリカの条件を設定して、もし順調に進んでいない場合は継続しなければならないと、はつきり歯止めを置いているわけがあります。

イギリスでは、BBCが地上波のデジタル放送を開始して、民放のデジタル化も始まっておりまして、アナログ放送の停止は二〇〇六年から二〇一〇年をめどに段階的に進められることになっております。そして、その打ち切りの条件として、一つ、無料のチャンネルがデジタルで利用できる現行の放送エリアがデジタルでカバーされること。二つ目、デジタル受信機の普及率が九五%に達し安価に購入できる状況になっていること。この二つの条件を勘案して文化・スポーツ大臣が期限を決めるということになっております。

間違いないですね。

○政府参考人(鍋倉真一君) 二〇〇六年から二〇一〇年までの間に地上放送を完了するというところで、あと、先生が言われたとおりでございます。

○宮本岳志君 アメリカもイギリスも、デジタル移行の完了期日の目標というものはあるんですけれども、機械的にその期日でアナログを打ち切るということになっていないんです。考えてみれば、当然のこと、実際に国民にデジタルテレビが普及しないうちに移行完了の時期、期日が決められるわけがないんです。

ところが、今回の法改正では、最初に確認したように、十年後にアナログ放送を止めなければ違法になる。しかも、アメリカやイギリスが当然想定しているような受信機の普及状況や放送エリアのカバー率など、実際の進捗状況を見きわめて判断するというごく当たり前の規定すらないわけなんです。第一、先ほど触れた地上デジタル懇談会の報告書でも、普及率八五%を打ち切りのめどとするという記述があります。そして、あなた方自身、放送エリアで一〇〇%、受信機の普及八五%、こ

れを条件として繰り返し答弁をしてきました。

一昨年四月の衆議院通信委員会でも当時の野田郵政大臣は、八五%が足切りというのでなく、そこで再度終了期日をどうするか、その時点でどういう状況になっているかというのを確認する、そういう目安だと説明をいたしました。

我が党は、二〇一一年打ち切り期日の一年前に進捗状況を勘案し、デジタルで放送エリアが一〇〇%カバーされること、受信機が十分に普及すること、この二つの条件が満たされない場合は期限を延長するというこの一点についての修正案の提出を予定しております。

小坂副大臣は、先日、この我が党の立場について、わざわざ反対した政党名まで列挙して、ごく少数の特異な立場であるかのように答弁をされました。しかし、これは特異な立場どころか、アメリカ、イギリス、そして地上デジタル懇を初め、つい最近までのあなた方の立場そのものではないですか。極めて常識的な立場だと思いませんか。

○副大臣(小坂憲次君) 宮本委員、大変よく勉強をされているという点において、私は日ごろから敬意を表しているわけでございます。しかし、同時に、一定の目標に向かって議論を集中されて、本来の本質の問題を見失うことにならないようにお互いに議論をしていきたい、こう思っております。

私が申し上げているのは、どういう観点から見たら一番国民の利益につながるかという点でお互いに議論したいと思っております。そのままでございまして、二〇一一年に停波しないですのまま延長した場合にどうなるかということは、先ほどお聞きになっていらっしゃるのとおり、内藤委員の御質問にお答えしたように、逼迫した電波の状況等を勘案すると、モバイル等の需要が非常に強い、需要が非常に増大している中で電波の有効利用を図る必要性があるということも忘れないでいただきたい、また米国においてはということでも米国の例をお引きになりましたけれども、米国もそれではそのままスムーズにいつているのかといえ

ば、どうも進んでいない。その中で、議会ではどういう議論がなされているかといいますと、米国の議会がこの法案を所管するエネルギー商業委員会のトージン委員長が、本年三月十五日に開かれた公聴会におきまして、緩やかな最終期限の設置が確実に迅速なデジタル化への移行を妨害していることを懸念しております、また二〇〇六年を厳格な最終期限として設定することを積極的に探求してまいりたいと、このようにまた言っております。

日本が今これからどうしようとしている立場を米国としてやはりとるべきだったという反省の弁も議会で述べられていたということを私の方としてはやはり申し上げて、また先ほど御指摘のありました、私があたかも障害者のために考えている立場を譲っているように誤解されるといけませんので、一言申し上げておきますと、義務化というのは、技術的に可能となった時点で私は義務化をしていくことは必要だと思っております。しかしながら、今、それではそういう状況にあるかといえそうではないわけで、NHKが最大の努力をしてかなりの投資を行って開発していても、一七%までしか進まないという状況の中で義務化したら、残りの部分を字幕をつけないために違法になってしまうという状況をつくり出すことはならないという意味で申し上げたのであります。そういう技術が開発されたときに、私は、義務化を進めて、そして障害者のためのバリアフリーの環境をつくるということにおいて私は委員に負けることは絶対ないと、このように思っているところで、それは申し上げておきたいと思っております。

○宮本岳志君 どういう観点に立てば国民の利益になるか、それを基準に議論をしているというのはいまうまさにそのとおりですよ。私もそういう立場から議論をしております。

一つ、字幕の問題、つけ加えますけれども、今、義務化という議論になっているのは、字幕付与可能とされている、あなた方自身が字幕付与可能だと言っている生番組など全部除いた部分の義務化

の話をやっているんですから、何もそんな自動音声翻訳装置などというものが開発されなくても十分に字幕をつけていただけるんです、技術的な問題は無い部分について義務化すべきでないかという議論をやっているんですから。もう少しそういうこともきちんと踏まえて答弁をいただきたいと思っています。

それで、アメリカがスムーズにいったいない、いったいないからこその議論があると言っているけれども、まさに機械的にしていいからこその議論をしているわけですね、このままでもいいのかという。だからこそ、そういう機械的に決めて、もう何が何でも、うまくいっていかなくても期日が来れば終わらなというやり方は、国民の立場に立つて、観点に立つて利益にならないということを御指摘申し上げているわけです。

それで、まず確認したいんですが、地上デジタル放送というのは先ほど申し上げたような基準もきちっと、普及率についての基準も持っていたわけです。そしてこれを踏まえて進めたいと、あなた方もかつて答弁してました。

今回の法案は、しかし、そういう八五%とかそういう基準、普及率で見るとはなくて、明確にもう期日で切ってしまうというのを提案されているわけですから、これは地上デジタル放送の報告から明確な方針転換ということになりますね。よろしいですか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 地上デジタル放送におきましては、再三答弁をいたしましたけれども、関東、近畿、中京の広域圏において二〇〇三年末までに、それからその他の地域において二〇〇六年末までに放送を開始すると。それで、二〇一〇年を目安にアナログ放送を終了するという基本的な枠組みスケジュールをお示しいただいたわけでございます。これを踏まえて、共同検討委員会、三者での共同検討委員会で検討を重ねてきて、今回こういう御提案をしているということでございます。

○宮本岳志君 なるほど、個々の部分でデジタル

放送の報告をなぞってつくられている、進められようとしていることはわかるんですが、しかし、八五%で打ち切りというめどが二〇一〇年だということ、二〇一〇年までにはとにかく終わらんだというのでは、百八十度の方向転換だと思わうんですね。そのため、二〇〇三年とか二〇〇六年とかということの意味も全く違うものになってまいります。小さな変更のように見えるけれども、これは実はコペルニクスの転換だと言わざるを得ません。

四月十日の衆議院総務委員会でお坂副大臣は、「期間を定めない場合のデメリットとして考えられることは、今おっしゃいましたように、今売っているテレビが安いからこれをもっと買っておこう、多分これがある限りはずっとやってくれるのだからという期待の方が優先してしまっていて、買いかえがなかなか進まないという結果に終わってしまう可能性があります。」と述べております。

今持っているテレビがいつまでも使えるという余計な期待を国民は持つべきではない、そうしないと新しいテレビは売れないということを言いたいんですか、小坂副大臣。

○副大臣(小坂憲次君) そうではなくて、またいろいろなものが出てくるんじゃないかということ、買いかえというものが起こってしまっているなら、要するに、方向性は明確にしておかなきゃいけないということを、政策の方向性を明確にする必要があるということを申し上げたわけでございます。

○宮本岳志君 同じ日に、小坂副大臣は、「割と先行的に新しいものを買っていた層と、ある一定のところで理解したら先を見て買いかえていただく方と、あくまでも今のいいのだと考えてつ最後はしようがないかと言って買いかえられる層と段階がある」と答弁されております。つまり、今のままのテレビでいいと思っている国民にもしようがないと思わせデジタルテレビを買わせるといふのだから、これは買いかえの強制以外の何物

でもないと思えますし、我が党はこんな議論を断じて容認するわけにはまいりません。

そこで、あなた方が尊重するとおっしゃった地上デジタル放送の報告について、さらに具体的に突っ込んで聞きたいと思います。

報告書の中にある、「全国導入までの目標スケジュール」の一、「親局レベル」の「ア」というところですね、関東広域圏のところには何と書いてありますか、情報通信政策局長。

○政府参考人(鍋倉真一君) 「関東広域圏(独立U局を除く)では二〇〇〇年からデジタル放送の試験放送を開始し、二〇〇三年末までに本放送を開始することを期待。」というふうに記載されております。

○宮本岳志君 デジタル本放送の開始時期、関東、近畿、中京の三大都市圏では二〇〇三年、それ以外は二〇〇六年と、スケジュールもこのあたりに出てきます。ところが、関東広域圏だけはもう二〇〇〇年という期限が出てくるわけですね。

現在、地上波デジタル放送のパイロット実験が行われていることは私も承知しております。ここで言われているのは、そういうパイロット実験のことではないと思うんですね。BSデジタルの本放送の数カ月前にも行われたような受像機の購入のインセンティブになるような放送だと思わうんです。それは始まりましたか。まだだとすればいつから始まりますか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 試験放送につきましては、今まだ始まっておりません。

それで、今後試験放送をするかどうかということとは、本来的には事業者側が検討することだというふうに認識をしております。

○宮本岳志君 いや、「二〇〇〇年からデジタル放送の試験放送を開始し」と書いていて、もう今二〇〇一年ですから、しかし試験放送開始の具体的な見通しも今述べられませんでした。既にスケジュールはずれ込んできているわけです。これで予定どおり二〇〇三年、二〇〇六年の放送開始ができるんですか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 試験放送というのは、試験放送であつてもアナ・アナ変更がどの程度必要か検証する必要があると思いますので、そのためチャンネルプランの策定の作業を先行させたわけでございますが、この試験放送というのをやるかしないかというのは放送事業者の決めることでございまして、この文章にも二〇〇〇年から何々することを期待というふうに書いてあるわけでございます。

○宮本岳志君 少なくとも、しかし期待どおりには今の時点でいっていないということが明らかになりました。しかも、一昨日、八田議員が指摘した名古屋の鉄塔のような問題もあるわけですね。しかし、仮に百歩譲ってこのとおりだったといたしましょう。今言った二〇〇三年、二〇〇六年は、実は親局レベルという話であります。地上波デジタル放送の報告書のその後には、二として「中継局レベル」という記述がございます。その最初の項目「ア」には何と書いてありますか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 「各放送事業者は中継局の整備計画を明示し、親局導入後は、その計画に従って、中継局のデジタル化を進めることを期待する。」と記載されております。

○宮本岳志君 つまり、もともと二〇〇三年、再来年と、その三年後ですべての放送が一気にデジタル化されるというような話ではないんです。中継局については、親局導入後にその計画に従って順次デジタルに移行するという話であります。

それで次に聞くんですが、三大都市圏全体の世帯数とそのうち親局レベルのカバーしている世帯数、その他の地域全体の世帯数とそのうち親局レベルでカバーしている世帯数はどれだけか。また、中継局レベルのデジタル化が順次進んでいくのにどれくらいの時間がかかると想定しているのか。これも情報通信政策局からお答えいただけますか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 三大広域圏全体の世帯数は、これは平成七年の国勢調査でございまして、約二千五百四十四万世帯でござい

ます。そのうち、親局レベルでカバーしている世帯数は約二千三百三十六万世帯と推計をしております。

それから、三大広域圏以外のその他の地域の全体の世帯数は約一千八百五十五万世帯でございます。そのうち親局レベルでカバーしている世帯は一千八十八万世帯というふうに推計をいたしております。

それで、たびたび出てまいります一昨年九月からNHK、民放と共同検討会を開催しましてチャンネルプラン等を作成してきたわけでございますけれども、こうした検討を通じて、今後十年間で民放、NHKともあまねくデジタル放送への全面移行が十分可能であるという共通認識に至ったところでございまして、アナログ放送からデジタル放送への全面移行ができるように中継局の整備が進められていくというふうに考えております。

なお、放送局のネットワークの場合には、親局からその次に大規模中継局、それから小規模中継局と順次段階的に整備されることになるわけでございますが、大規模中継局につきましては親局の放送開始後速やかに置局される見込みでございます。その場合には親局の放送開始から時を置かずして大規模中継局までカバーできるのは九割を超えるということになるというふうに私ども推計をいたしております。

○宮本岳志君 三大都市圏でも親局でカバーできない地域が一六％の世帯含まれるわけですね。それ以外の地域では四一％に当たる七百六十七万世帯が中継局からの電波に頼っております。その部分のデジタル化については、衆議院で四月十二日、我が党の春名議員が指摘をいたしました。民放事業者によると、十年あるいは十五年かかるという声も事業者から出ております。それについての小坂副大臣の答弁は、「十年間で、私どもが勝手に決めて打ち切ってしまうので、そこにただただいけということじゃなくて、いろいろな援助施策、支援策をとって、そしてその中でお互いの合意の

もとで進めていただく。」とお答えになりました。

ここで副大臣が言われた「お互いの合意」とはどういうことですか。もし、放送事業者がやっぱり三年、四年での移行は無理だと言ったらどのようになるのか。デジタル放送ができなくてもアナログ免許は取り上げられることになるわけで、結局は合意といつても総務省に従うしかないのではありませんか、小坂副大臣。

○副大臣(小坂憲次君) 平成十三年四月十二日の総務委員会、衆議院の委員会での議事録を御参照なさってのことかと思うわけでございます。このときには春名委員の御質問が、

その点で、二月に出された電波法が、そういうのはあるけれども、総務省の決意として打ち切りを法律として決めて、そこにみんなやってもらおうということを出したのであって、その点で私は、三者の認識が強固なものとして確立してやられていくというふうにはなかなか思えないというのを一点言っておきます。

とおっしゃいます、その後またずっと述べられて、ある時点でカバー率が一〇〇％いかない可能性がある、あるいは普及率が一〇〇％いかない可能性が高い、こういう事態が起こった場合に、きちんと見直しをして打ち切り期限の延長を行う措置をとる、こういう項目が入っていないと思うんですが、改めて確認します。

こういう御質問に対して私の述べた答弁の中で、前後の関係もありますから全部読んでしまいいましようか。

今鍋倉局長の方からも答弁を申し上げましたけれども、アンケート時点では、放送局の皆さんは、国が支援してくれればそういうことは可能かもしれないけれども、今の時点でアンケートをとられてもこれは無理だろう、こういう考え方ですね。ですから、予算措置が行われてそれが確定したのが昨年末ですから、そういう時点で初めて、そういうことをやってくればと

いう条件が満たされたわけで、法律の根拠というものがそこに出てくるわけですね。そういう点で、十年間で、私どもが勝手に決めて打ち切ってしまうので、そこにただただいけということじゃなくて、いろいろな援助施策、支援策をとって、そしてその中でお互いの合意のもとで進めていただく。そしてまた、ローカル局を初めキー局、ローカル局の経営

云々と言いまして、私がお先で言っている。そういう意味で、二〇一〇年のこの目標、十年間の目標というのは無理なく円滑に推進することができ、また、そういうふうな共通の認識を得ているというふうに思っているところでございまして、

したがって、これは、放送局と私どもとそういう推進をしていく中での支援策を講じた受け手との関係において共通の認識がということを申し上げたつもりでございまして。

○宮本岳志君 そんな、延々と議事録を読んでくれとだれも言っていないわけですよ。合意と言うけれども、実際に事業者はユニバーサルサービスの義務を負っている、中継局を失えば事業の基盤が狭められる、だからアナログ放送の終了期日が強制的に決められれば、これは合意などともあり得ないではないかということを私は指摘したわけです。

そこで仮に、そこを政府のイニシアチブで何とか二〇一〇年あるいは一一年までにデジタル化ができたとしてしましよう。そうすると、視聴者にとつては買いかえのための期間はデジタル放送が始まってから一年か二年しかないことになります。それでも買いかえを強制するんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) いろいろ委員はデジタル懇のお話をされますが、これはその時点で、いろんな方に集まっていたいて私はちゃんとした結論というか御提言をいただいたと思いが、それが金科玉条で、憲法みたいな扱いはないんですよ。しよせん懇談会なんですよ。その後に、その懇談会の報告を受けて、一昨年

の九月から、NHK、民放と共同で地上デジタル放送に関する共同検討委員会を開催しまして、もちろん総務省も入って、それでずっといろいろ検討してやってきまして、何度も副大臣や局長が答えておりますように、我々は正しい方向だと、デジタル化が。この政策は正しいとまず思っております。

それから、これから十年かけるんですから合理的な私は移行期間だ、こう思っているんです。こういうことは、何度も言っておりますけれども、みんな目標を定めて努力しないとスムーズにいかないんですよ。だからだから、一応ここに区切りをつけるけれども、おかしければもっと延ばす、もっと延ばすといったらいつやるんだと、こういうことになるんですよ。だから、我々は十年でやろうと、こういうことを決めて今一生懸命やっているわけですから。

今言うように、だんだんこれはキー局を中心にローカル局まで放送を始めていく。そうしますと、どんどんマーケットも変わってくるんですよ。メーカーの方も、もうデジタル対応のものをどんどんと売り出してくる。そうすると、アナログのものはだんだん減ってくる、なくなってくるかもしれない。そうすると、買いかえに来たらスムーズにデジタルを私は買っていくと思えますよ。しかし、どうしてもアナログで頑張る、もうそれを使うという人がおられるけれども、それはチューナーだとかいろんな手があるんだから、そういうことを総合的に考えて大きな政策の方向として我々は進めているので、宮本委員も十分御承知の上での御質問だと思えますけれども、余り重箱の隅をこう言うやらないで、重箱の大きな中をよく御理解賜りますようお願いいたします。

○宮本岳志君 いやいや、私たちがデジタル化の方向は正しいと思っております。また、私どもの修正案は、一年前に見直せということを、見直す機会を設けよということ提案しているだけであって、十年という期限をなくせという修正案を提案するつもりはないですよ。

だから、期限でもって目標を持ち、進めていく。もちろん移行なんですから、デジタル化されればアナログ波は打ち切っていく。移行と言う以上当たり前のことなんですよ。ただ、その進め方についてきちっと国民的な合意が必要ということ提案しているわけですから、何かこの方向に異議を唱えているとかデジタル化反対ということを叫んでいるというふうにとらえられるのは心外であります。

地上デジタル懇のことも、そうおっしゃいますけれども、一昨年の議事録で当時の品川放送行政局長は、「その中身については、この懇談会の中身を踏まえたものであることが適当」、つまりデジタル化に向けてのあなたの方の施策は、この「中身を踏まえたものであることが適当である」と考えておるわけでございます。」と述べているわけですから、やはりきちっと踏まえていただくということでしょうし、また先ほど方針転換ですかと聞けば、そうではありません、踏まえたものとおっしゃっているから私は聞いているわけであります。

それで、答えていただいていないんですよ。つまり、順々にいく。わかります、順々にいくんですよ。最後は、しかし二〇一〇年、一年まで一年、二年という地域が出てくるんですよ、それは中継局まで含めれば。じゃ、その人たちは一年、二年でテレビを買い換えなさいと言うんですかと聞いたんです。どうですか。

○副大臣(小坂憲次君) 大臣も既に御答弁いただいておりますし、先ほど私も内藤委員に御答弁申し上げたときに宮本委員もお聞きかもしれないんですが、全く予測できないような事態という中に——私ども、今、大臣が答弁させていただきましてように、順調に円滑に移行が進んでいくものと思っているわけですね。

しかし、さはさりながら将来のことですから、委員がおっしゃるように、もしこういうことになったらどうするんだという御指摘でございますから先ほど申し上げたんですが、全く私どもが現

在予期しないような事態になって、そしてそういう事態になったらその時点で対策は考えさせていただきますが、しかしそのアナログを停波することとを延長する対策をとった場合にはやはりデメリットが出てまいりますと。

先ほど、繰り返しになりますとまた怒られてしましますのでちょっと省略しますが、そういったデメリットが出ないようにするためにはやはりそれ以外の対策を中心に考えることになるのかなという予見も若干含めて言いましたけれども、それはあくまでもその時点で考えるべきことであつて、今はこの法律に従ってその円滑な移行を全面的にお願いして、それに確信を持って進ませていただきたい、このように答弁させていただいているところでございます。

○宮本岳志君 そういう期日を無理やり決めるというやり方がどんな珍妙な結果になるか考えていただきたい。もし、きょうこの法案が可決されて、あすにでも本会議で成立ということになったら、あしたからは町の電気屋には九年後には映らなくなるテレビしか売っていないということになるんですよ。そうじゃないですか。

では、この法案が成立したら、当分の間、急ぎでないテレビの買い換えは控えるように、アナログテレビは今買わないでくださいと、あなたの方全国の電気店に呼びかけるんですか。いかがですか。

○国務大臣(片山虎之助君) この法律が通れば、あした本会議で通していただければ、政府の考えはこういうことで進めますと、十分これを念頭に置いて御注意くださいと。

しかし、今のアナログの受信機も、これはチューナーさえつければ十分にそれはそれで見れるわけですから、そういうこともあわせてちゃんと申し上げようと、こういうふうにも思っておりますし、今、副大臣が言いましたように、我々は十年の計画をつくってやりますよ。やりますけれども、常に毎年の状況を監視しながら、常にどうかということに注視して、中で検討しながら進めていきま

すから、民主主義の世の中ですから一遍決めた押し切るとかなんとかということはありませんよ。その辺は十分御理解賜りたい。我々を御信用賜りたい。

○宮本岳志君 では、その十年後というものを決めてしまおうということが一体どういうことなのかということとを少し議論したいんです。

ちよつと趣向を変えまして、小坂副大臣はIT革命に造詣が深いと日ごろから感じております。このITの世界での日進月歩の姿をよくドッグイヤーという言葉で表現をいたしますが、この言葉の正確な意味を教えてください。

○副大臣(小坂憲次君) 私も犬を飼っておりますし、宮本委員も犬を飼っていらつしやるんじゃないかと思うんですけれども、犬はもつと長生きしてくればなと思うんですけれども、我々に比べて大変短命でございますね。

現代用語の基礎知識という本がありますから、それをちよつと引いてみますと、ドッグイヤーとはどういうことかと。これ引いてみますと、犬の一年は人間の七年に相当することから、一年が七年分のスピードで進んでいるという意味であろうと。情報通信の分野で使われているこのドッグイヤーという言葉は、インターネットなど情報技術の進歩で、以前だったら七年かかった技術革新が今では一年もかからずに達成されてしまうほど急激な変化であると、このように言っております。

また、別の辞典を見ますと、最近ではドッグイヤーからマウスイヤーとまで言われるようにこの革新は一層加速していると、こうも言っております。

また、コンピュータチップの集積密度は十八カ月で二倍になるというムーアの法則というものもよく言われることでございますね。これも付記しておきたいと思ひます。

○宮本岳志君 最近では悪乗りをしてバタフライイヤーという言葉もあるぐらいでして、チョウの寿命是一年ですから、これなら七十倍、八十倍という話になるわけですね。

そこで、デジタル懇の報告書ですけれども、視聴者にとつてのデジタル化のメリットの後に続けてデジタル化の経済波及効果についても述べております。経済波及効果は二百十二兆円、雇用創出効果は七百一十一万人。一昨日も議論になりました。

衆議院の小坂副大臣の答弁でも「今後十年間で四十兆円にも及ぶ端末、放送機器の市場を創設する」と述べられております。結局こちらの方が主目的になっているように私も感じるんですけれども、小坂副大臣、そういうことないですか。

○副大臣(小坂憲次君) このデジタル化のメリットを経済波及効果で言うのか、それとも社会的意義あるいはその技術革新によるいろいろなサービスの多様化、こういった面に置くのか、そういった意味の御質問かと思うんですが、私は両方、総合的なものだと思っております。

地上デジタル放送懇談会の中にありますものを例に引いて言いますと、高画質、それからチャンネルの多様化、テレビ視聴の高度化、高齢者や障害者に優しいサービス、安定した移動受信というようなものが述べられておりますし、また社会的意義といたしまして、視聴者主権を確立し新たな放送文化の創造に貢献するとか、あるいは社会構造改革に貢献する、あるいは高度情報通信社会におけるトータルデジタルネットワークの完成を図る、電波の有効利用の促進に貢献する等述べられております。また、経済波及効果として今御指摘のような数字が述べられました。

そういう意味でいいますと、これら総合的なものを勘案してこのデジタル化というものが考えられておるといふふうに認識をいたしております。

○宮本岳志君 私がこういう指摘をするのは、アナログ方式のハイビジョンのときにも経済への波及効果ということを政府はしきりに言ったんです。そして同時に、そのことは、十年後のことなど、あなたの方が幾ら力説しても当てにはならないということの証明にもなっております。

の成川放送行政局長は、ハイビジョンの普及促進策が効果的に働いた場合には西暦二〇〇〇年で、世帯普及率が四五％と仮定した場合でございすが、累積の市場規模が十四兆五千億円、単年度でいきまして、二〇〇〇年の市場規模が三兆四千億と答弁しております。

ところが、それからわずか六年後の九四年には、当時の神崎郵政大臣が答弁の中で、ハイビジョンがデジタル方式に変わっても既に普及している受信機はコンバーターをつけられれば使えと、早くも言いわけに回りました。そして、その時点で普及台数は約二万台。二〇〇〇年に四五％の普及など全く現実的でないことは明々白々になっていたわけです。

先ほど、小坂副大臣にドッグイヤーという言葉の意味をお教えいただきました。この世界の一年は七年から十年とも言えるわけです。十年後のアナログ打ち切りなどというのは、他の世界でいえば七十年後、百年後のことを、条件もつけずに機械的に期日を法律で決めるようなものであります。

何らかの法律の分野で、七十年後に行う行為を政府に義務づけたような例が我が国には他にありませんか、いかがですか。

○副大臣(小坂憲次君) そのような法律はございません。

○宮本岳志君 もう一つ、昨年三月の審議の中でも指摘をした件ですが、かつてのテレビ放送のVHFからUHFへの移行問題というのがございしました。デジタル化はよく白黒からカラーへの移行ということを持ち出されますけれども、私は、今のままのテレビでは見れなくなるといって、むしろこの方が今のデジタル化の局面によく似ていると思います。

そのときの金澤放送行政局長の答弁はこうでした。一九六八年九月、昭和四十三年でございすけれども、郵政大臣は、将来の重要無線通信用の周波数の逼迫に対処いたしますために、十年

を目途にVHF帯の周波数を使用するテレビジョン放送をUHF帯に移行するという発表をいたしました。これは当時、移動用の重要無線に広く利用されていたVHF帯の周波数に対する急速な需要増加の見通しがあったためでございす。

一九六八年九月にこういうことを発表したところでございすが、その後、郵政省としてもさまざまな角度から検討を続けてまいりました。

また、電波技術の進歩発展によりましてUHF帯を移動通信に使えるという可能性が出てまいりました。

したがって、VHF帯が逼迫しているからVHF帯のテレビジョン放送をUHF帯に移行させる必要性というものが次第に薄らいできたということもございまして、一九七八年二月にこのような移行は行わないという発表をしたところでございす。

極めて教訓的な話なんです。今ここが窮屈だと言った後にはあけるんだと決めても、十年もたてばその前提自体が変わってしまうことがあるんです。

アナログのサイマル放送の実施は、当分の間ということにして、打ち切りの条件が整った時点で判断する、それが最も合理的なやり方ではないですか、総務大臣、いかがですか。

○国務大臣(片山虎之助君) ドッグイヤーは、これは技術革新のことを言っているわけでありすから。

法律は、これは十年というのは合理的な目標なんです。何とも言えますけれども、我々は正しい方向だと、正しい政策の選択だと、こう思っておりますから。しかも、十年間が合理的な移行期間だと、こう思つて、やっぱり目標を決めて、努力目標を決めてみんなで努力すると、こういうことは必要だと思っておりますから。

ただ、今、委員が言われるようないろいろな御心配、御懸念もあるでしょう。だから、我々は、こ

の法律が成立すれば、それから常に毎年毎年、きつちりと状況を注視して、進行政管理しながら進めていきますよ。

それで、我々が目指す、そして恐らく国会で皆さんの御賛同をいただけるこのデジタル化をスムーズに、国民の協力もいただきながら、御理解もいただきながらぜひ成功させたいと、こう思っておりますので、ひとつ大乗的な見地から御賛同賜りますようお願いいたします。

○宮本岳志君 最後に、周波数利用の入札制度について、いわゆるオークションの導入について、この法案の審議の中で見過ごせない議論が出てきているので、我が党の立場を明らかにしておきたいと思ひます。

大臣は答弁で、周波数割り当てへの入札制度の導入について、引き続き検討したい、二〇〇五年ぐらいまでは方向づけたいという答弁をされました。

我が党は、電波は国民共有の資源であり財産である、しかもそれは有限なものである。それを電波利用者に排他的、占有的に利用させる以上、高値をつければそれによしということにならないと考えております。もし、オークションを導入すれば、電波利用料の高騰とその料金への転嫁、一部の独占大企業による周波数資源の独占といったことが予想されて、我が党は、周波数割り当てへのオークションの導入には断固反対をいたします。

政府自身、平成八年度、十一年度の二回にわたって旧郵政省に有識者による懇談会を置いて検討してまいりました。そこで入札制度の導入が見送られた理由というのはどのようなものでしたか、お答えいただけますか、総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 入札制度につきましては、当委員会でも衆議院の委員会でもいろいろな御議論をいただきました。我々の基本的な立場は何度も申し上げておりますように、考えられるメリットもありす。しかし、諸外国の状況を見ていると必ずしもそうでないいろいろな問題を起こしておりますから、そういうメリット、デメリット

トを十分比較考量して二〇〇五年度までには結論を得たい。これはe-Japanのアクションプランにちゃんと書いてありますから、そういうことで今担当のところでいろいろな検討をしていただいておりますが、先ほど内藤委員の電波料に対する御意見もございました。また、今の宮本委員の御意見もありましたので、両々全部の委員の御意見をしっかりと受けとめて適正な結論を二〇〇五年度までに出させていきたいと思います。

○宮本岳志君 大臣も答弁で落札金のサービス料金への転嫁の懸念とか資金の豊富なる者による周波数の独占ということを触れられました。

大臣がe-Japanアクションプランとおっしゃいましたので、改めてこのe-Japanアクションプランを見せていただきました。オークション方式については「問題点も含め調査し」と、こう言っているわけです。私ははっきり言ってこのオークション方式というのは極めて問題が多いということを指摘したいと思ひます。

まず、事実を総務省にお伺いしますが、昨年四月英国で、また昨年八月にドイツで第三世代携帯電話3Gの周波数割り当てオークションが行われました。その落札価格総額をそれぞれ現地通貨額と円換算でお答えいただけますか。

○政府参考人(金澤薫君) 昨年四月に英国で行われました第三世代携帯電話のオークションにおきましては五社が落札しました。その落札総額は二百二十四億七千七百四十万ポンド、日本円にいたしますと約三兆七千五百億円ということでございます。換算レートは一ポンド百六十七円ということでございます。

また、昨年八月にドイツで行われました第三世代携帯電話のオークションにつきましては六社が落札いたしました。落札総額でございますが、九百九十三億六千八百二十万マルク、日本円にいたしますと約四兆九千七百億円ということでございます。換算レートは一マルク五十円ということでございます。

○宮本岳志君 もうむちゃくちゃな暴騰なんで

す。ドイツの五兆円などというのは、単純に加入者一人当たり二十五万円以上の利益を上げないといえないと言われている。イギリスのエコノミスト誌は、資本主義の歴史上最大のギャップと書いたほどであります。この電波の高騰は落札事業者に決定的な打撃を与えて、軒並み負債額が膨れ上がる原因となっております。

週刊東洋経済によると、ブリティッシュ・テレコム、それからドイツ・テレコム、フランス・テレコムの負債総額は一千七百億ドル以上、実に二十兆円ということになっております。そこに紹介されている表によりますと、九八年末と二〇〇〇年末の対比で、ドイツ・テレコムは純負債額が二倍、フランス・テレコムは五倍以上、ブリティッシュ・テレコムは九八年にはほぼゼロだったものが二〇〇〇年末には五百億ユーロ、五兆円に達しております。これら企業の財務格付は大幅に下げられ、ジャンク債並みになったとも報じられております。

それで、改めてこれは大臣に確認しておきたいんですけども、こういう状況についても、調査するとされている問題点というもののの中に含まれる、そういう理解でよろしいですか。

○国務大臣(片山虎之助) もちろん含まれます。そういうことが我が国の場合にいいのかどうか。だから、オークションといいますが、単純なオークションでなくてもいいんです、いろんなバリエーションがあつて、そういうことを含めて調査して結論を出すように努力いたします。

○宮本岳志君 きょうは随分全体にわたって、特に十年後に機械的に打ち切るといふことはやはりよくない、本当に普及率をしつかり見きわめるべきだということを主張してまいりました。

議論を通じて、失礼ではあるけれども、私はあなた方は政治家失格だと言わせていただくを得ないです。テレビの買いかえ時期について、十年以上持っているという八田議員の質問に対して小坂副大臣は、壊れなくても買いかえる人がいると前回答弁されました。なるほど、中にはそういう

う人もいるかもしれませんが。しかし、あなた方は今の国民の暮らしが本当にわかっていのかと言いたい。今、我が国は長期不況のどん底にありまします。しかも、あなた方の失政がつくり出した大不況です。家計消費は落ち込んだまま、全く上向く兆しも見えません。当たり前ですよ、消費税の増税、医療の改悪による負担の押しつけ、企業のリストラ野放し、とにかく国民の間には本当に暮らしの大変さが広がっている。今、国民がちよっと無理してもいいテレビに買いかえようなどという状況にあると本当にお考えですか。全く逆ですよ。今、国民の常識は、ちよっと無理してでも買いかえは我慢しよう、これ今の時代の国民の普通の感覚ですよ。そうじゃないですか。それもこれもあなた方が国民に押しつけてきたことではないかと言いたいんです。

自分たちのそういった政治を本当に反省して、国民に新しいテレビでも買いかえようという気になつてもうためにはどうしたらいいか。つまり家計を直接温める、家計の応援をする、例えば消費税を減税する、こういうことを真剣に考えてこそ、なるほどデジタルテレビの普及ということも自然な形で進むでしょう。それを、まさに鳴かぬなら鳴かせてみせよとばかりにアナログ打ち切りで国民をおどしつける、そういう政策こそ私は愚策だと言わざるを得ません。

そして、我が党が提案する一年前の見直し、この当然の当たり前の提案すら耳をかさずに二〇〇一年打ち切りを強行するというなら、まさに鳴かぬなら殺してしまえという結果になる。そのことを厳しく指摘して私の質問を終わります。

○委員長(溝手顕正君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、若林正俊君が委員を辞任され、その補欠として中島啓雄君が選任されました。

○委員長(溝手顕正君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について宮本君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮本岳志君。

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、電波法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由とその内容の概要を御説明いたします。

今回の法改正の中心点は、新たに特定周波数変更対策業務の規定を盛り込むことにあります。これは事実上、地上波テレビ放送のデジタル移行に際しての事前の周波数調整のための公金投入と引きかえに、従来からのアナログ方式による放送の打ち切り期限を十年以内に定めるものであります。

民放連のアンケートによれば、現在、アナログ方式でテレビ放送が行われているエリアをデジタル方式でカバーするのに必要な期間は、十年程度及び十五年程度との回答が合わせて七五%にも上つております。また、テレビの買いかえサイクルが八年から十年であるにもかかわらず、移行期間は三大都市圏でも八年、その他の地域の中継局レベルでは四年以下しかありません。このように、十年後のアナログ放送の終了に伴う混乱が予想される以上、今の時点で終了期日を法律によって確定するべきではありません。

本修正案は附則において、アナログ放送終了期日の一年前の見直し規定を設けるものであります。具体的には、デジタル放送による受信地域の一〇〇%カバーが達成されない場合、またはデジタル用受像機の普及が十分でない場合は、アナログ放送の打ち切りの延期など、必要な措置をとることを総務大臣に求めるものであり、極めて当然の修正だと考えます。

以上が提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ、委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(溝手顕正君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

います。

○富樫三三君 私は、日本共産党を代表して、電波法の一部を改正する法律案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成の立場で討論を行います。

第一の反対理由は、アナログ放送の打ち切りを二〇一一年と法律で定めることが国民にデジタルテレビ買いかえを強要することにつながるからであります。

これまでの政府見解は、デジタルテレビが八五%まで普及した時点になってアナログの終了時期を具体的に決めるという、九九年の野田郵政大臣の答弁でした。ところが、本法案では、普及率とは関係なく、二〇一一年にはアナログ放送は打ち切りとしています。これは国民に対して、それまでにデジタルテレビに買いかえておきなさいというものであります。このことは、期限を切らなければ、消費者がいづごろまでに買いかえたらいいの自分でも計算ができないからだという政府答弁にははつきりしています。これは、国民の自発的な意思によって買いかえが行われるべきデジタルテレビへの転換を、国民の意思を無視し強引に進めるものです。テレビ買いかえ促進法とも言ふべきものであり、認められません。

第二の理由は、どんな高性能のデジタルテレビに買いかえても、受信できない地域があつたのでは宝の持ちぐされであり、むだな高額の先行投資をさせられることになるからであります。

三大都市圏は二〇〇三年から、それ以外の地域は二〇〇六年からデジタル放送開始と言いますが、それは親局での放送であつて、その先の例えば山間地などの中継局ではその後のデジタル化ということになります。民放連の放送事業者へのアンケートによれば、これらの地域で受信できるようにするには十年かかるというのが五〇%、十五年かかるというのが二四・六%に達しています。二〇一一年までに全国すべての地域をカバーすることは難しいということでもあります。

国民がどんな高性能のデジタルテレビを買っても、受信できない地域ではデジタルの電波が届く

までじつと待つしかありません。これは宝の持ちぐされです。やつと電波が届くころにはもつと安くなるのは当然であります。これは、むだな先行投資を国民に強要するものであつて、国民のためのデジタル転換とは言えません。家電業界のために高額の先行投資を国民に強制することになるのではありませんか。

第三の理由は、アナログ放送の打ち切りに対して、アメリカやイギリスが行っているような歯どめが本法案には全くないということです。アメリカでは二〇〇六年という目標に対して多くの条件があり、これをクリアしない限りは無理に打ち切らないとの歯どめがあります。イギリスでは二〇一〇年の目標に対し、デジタル受信機が普及率九五%を超えなければアナログ放送は打ち切らないこととしています。

テレビは国民の最も重要な情報手段であり、毎日の天気予報から災害時の報道、世界と日本のニュース、文化番組やスポーツ番組など国民生活に不可欠のメディアとなっていることを考えれば、アメリカやイギリスの歯どめは当然であります。地上波のテレビ放送は基幹放送であつて、ユニバーサルサービスが前提であります。これを享受できない地域が一時的とはいへ生ずることは許されません。

以上、反対の理由は三点であります。なお、日本共産党から提案されております修正案は、このような問題を解決するためのものであつて、これまでの政府の説明に照らしてもごく当たり前のものであり、最低限必要な内容であることを申し上げて、討論いたします。

○委員長(清手顕正君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより電波法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、宮本君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(清手顕正君) 少数と認めます。よつて、

宮本君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(清手顕正君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

内藤君から発言を求められておりますので、これを許します。内藤正光君。

○内藤正光君 私、ただいま可決されました電波法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、無所属の会、自由党、二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律をより一層確保するよう努めること。

二、免許人の提出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、電波利用料額については、電波利用の拡大や利用形態の動向を踏まえ、その算定について見直しを行い、適正な水準を確保すること。

三、地上放送のデジタル化については、その必要性の周知・徹底を図るとともに、柔軟な対応によって視聴者負担の軽減に努めること。

四、アナログ周波数変更に関わる経費については、必要最小限とするよう努めること。

五、地上放送のデジタル化に当たっては、地方民間放送事業者の経営への影響が懸念されることから、放送事業者間の協力、公的支援の充実等を進めることにより放送事業者の負担の軽減を図ること。

六、電波の割当てについては、諸外国で採用が

進んでいるオークション方式を含め、公正性・透明性を確保した方式について検討を進めること。

七、公益法人への特定周波数変更対策業務の移管については、行政改革大綱(平成十二年十二月)の趣旨を踏まえ、その業務の実施に当たり、透明性の確保と業務運営の効率化が図られるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(清手顕正君) 多数と認めます。よつて、内藤君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(清手顕正君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清手顕正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(清手顕正君) 次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 電気通信事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理

由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、卸電気通信役務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信株式会社及び西日本電信株式会社(以下「東日本」と「西日本」とを併せて「両社」という。)が営むことができる業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、電気通信事業の一層の公正な競争を促進するため、特定移動端末設備と接続される電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、接続約款の作成、届け出、公表を義務づけるとともに、市場支配的な電気通信事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、不当な競争を引き起こすおそれがある一定の行為を禁止する等の措置を講ずるほか、第一種指定電気通信設備に係るものを除き、契約約款、接続、共用に関する規制を認可制から届け出制に改めることとしております。

第二に、電気通信事業者によるネットワーク構築の柔軟性を高めるため、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務である卸電気通信役務に関する規制の合理化を図ることとしております。

第三に、端末設備の技術基準への適合を認定する総務大臣の事務の代行機関である指定認定機関について、指定の欠格事由のうち民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること、資格事由とする要件を廃止する等指定の基準に係る規定等を整備することとしております。

第四に、線路敷設の円滑化を図るため、第一種電気通信事業者の用に供する線路等を国有地上の工作物に設置する場合の規定等を整備することとしております。

第五に、今後増加する可能性のある電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

出等」に改め、同条第一項中「総務大臣の認
を受け」を「総務省令で定めるところにより

により届け出た契約約款とみなす。

第三十一条の四第二項の次に次の二項を加える。

3 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第一項の規定により定めるべき契約約款のうち当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものについては、同項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前項の認可をしなければならない。

第三十二条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「届け出た料金若しくは」を「届け出、若しくは」に改め、「前条第一項」の下に「の規定により届け出、若しくは同条第三項」を加え、「第百十一条第二号」を「第百九条第三号」に、「前条第五項」を「前条第九項」に改め、「契約約款を」の下に「総務省令で定めるところにより、公表するとともに」を加え、同条第二項中「第五項」を「第九項」に改める。

第三十六条第一項中「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の四第三項」に、「第一種電気通信事業者」を「第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者」に改め、同条第三項中「第三十八條の二第五項」の下に「又は第三十八條の四第二項」を加え、「同条第二項」を「第三十八條の二第二項又は第三十八條の四第二項」に改め、同条第四項中「第三十九條の三第二項の規定による電気通信役務」を「卸電気通信役務」に改める。

第三十七条中「第二種電気通信事業者」を「第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者（以下この条において「第二種電気通信事業者」という。）」に改め、「共用」の下に「若しくは卸電気通信役務の提供」を加

え、同条の次に次の見出し及び二条を加える。
（禁止行為等）

第三十七条の二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十八条の三第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける第一種電気通信事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された第一種電気通信事業者及び第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に係る情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第九十条第一項各

号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者にに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉すること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された第一種電気通信事業者又は第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 第一項の規定により指定された第一種電気通信事業者及び第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十七条の三 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該第一種電気通信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当該第一種電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 前項の「子会社」又は「親会社」とは、それぞれ商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第二項に規定する子会社又は親会社をいう。

3 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

第三十八条の二の見出しを「（第一種指定電気通信設備との接続）」に改め、同条第一項中「利用者の電気通信設備」の下に「（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）」を加え、同条第二項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号ハ及び二並びに第三号中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第七項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「に適合」を「のいずれにも適合」に改め、同条第八項から第十一項までの規定中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に

改め、同条第十二項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「及び前項」を「及び同項」に改め、同条第十三項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第十四項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同項第一号中「次条第一項」を「第三十八条の四第一項」に、「認可を受け」を「届け出」に改め、同項第二号中「次条第二項」を「第三十八条の四第二項」に改め、「認可を受け又は同項ただし書の規定により」を削り、同項第三号を削り、同条第十五項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者との協定にあつては次条第一項の規定により認可を受けた協定と、一般第二種電気通信事業者との協定にあつては同条第五項」を「第三十八条の四第一項」に改め、同条第十六項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「次条第二項の規定により認可を受け又は同項ただし書を「第三十八条の四第二項」に改める。

第三十八条の三第一項中「第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と電気通信設備」を「電気通信事業者と電気通信設備（第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）」に改め、「（指定電気通信設備に関するものを除く。）」を削り、「総務大臣の認可を受け」を「総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出」に改め、「認可を受け若しくは同項ただし書の規定により」を削り、「若しくは変更」を「又は変更」に改め、「又は当該協定の当事者の双方が、特別第二種電気通信事業者であつて本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営むもの以外の者（以下「国内特別第二種電気通信事業者」という。）であるとき」を削り、同条第二項中「指定電気通信設備であるもの」を「第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備」に、

「総務大臣の認可を受け」を「総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出」に改め、ただし書を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項の規定により認可を受け又は同項ただし書を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。

第三十八条の三第五項を削り、同条を第三十八条の四とし、第三十八条の二の次に次の一条を加える。

（第二種指定電気通信設備との接続）

第三十八条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信業務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該第一種電気通信事業者が当該電気通信設備を提供するため設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する第一種電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、総務省令で定

めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の規定による届出に係る接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及びこれと他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

二 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであること。

三 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであること。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであること。

4 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第二項の規定により届けた接続約款（以下この条において「届出接続約款」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、届出接続約款を公表しなければならない。

6 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届出接続約款により他の電気通信事業者との間に第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

7 第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定の際現に当該第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が締結している他の電気通信事業者との協定のうち当該第二種指定電気通信設備との接続に関するものであつて次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定により届け出た協定とみなす。

一 次条第一項の規定により届け出ている協定

二 次条第二項の規定により届け出た接続約款により締結している協定

8 第二種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が第一項の規定による指定の解除の際現に締結している他の電気通信事業者との協定のうち当該電気通信設備との接続に関するものであつて届出接続約款により締結しているものは、次条第一項の規定により届け出た協定とみなす。

9 第二種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が第一項の規定による指定の解除の際現に定めている接続約款のうち当該電気通信設備との接続に関するものであつて第二項の規定により届け出ているものは、次条第二項の規定により届け出た接続約款とみなす。

第三十九条第一項中「認めるとき」の下に「及び第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請がされているとき」を加え、同条第二項中「国内特別第二種電気通信事業者」の下に「（特別第二種電気通信事業者であつて、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営むもの以外のものをいう。第三十九条の四第一項において同じ。）」を、「ときは」の下に「第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第三十九条の二（見出しを含む。）中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改める。

第三十九条の三の見出し中「協定等」を「協定」に改め、同条第一項中「電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、ただし書を削り、同条第二項を削り、同条第四項中「一般第二種電気通信事業者と電気通信設備」を他の電気通信事業者と電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）に改め、「ときは」の下に「総務省令で定めるところにより」を加え、「国内特別第二種電気通信事業者が他の国内特別第二種電気通信事業者と電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が一般第二種電気通信事業者と当該第一種指定電気通信設備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項の規定による協定又は契約」を「前項の協定」に、「前二項の認可」を「同項の認可」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定の際現に当該第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が締結している他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者との協定のうち当該第一種指定電気通信設備の共用に関するものであつて第五項の規定により届け出ているものは、第一項の認可を受けた協定とみなす。

4 第一種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が第三十八条の二第一項の規定による指定の解除の際現に締結している他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者との協定のうち当該電気通信設備の共用に関するも

のであつて第一項の認可を受けているものは、次項の規定により届け出た協定とみなす。

第三十九条の四の見出しを「（電気通信設備の共用に関する命令等）」に改め、同条第一項中「若しくは当該協議が調わなかつた場合は第一種電気通信事業者と特別第二種電気通信事業者との間においてその一方が約款外役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず若しくは」を「又は」に改め、「又は約款外役務の提供（次項において「共用等」という。）を削り、「ときは」の下に「第八十八条の十四第一項において準用する第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第三十九条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備の共用について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「接続の条件」とあるのは「共用の条件」と、同条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「第一種電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第八十八条の十三第一項」とあるのは「第八十八条の十四第一項において準用する第八十八条の十三第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条の四第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条の四第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。
（卸電気通信役務の提供をする契約）
第三十九条の五 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供をする契約を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、次項の規定により届け出た契約約款により当該契約を締結し、又は変更しようとするときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出に係る契約約款で定める卸電気通信役務の提供条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

4 第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た契約約款を公表しなければならない。

5 第一種電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た契約約款により卸電気通信役務の提供をする契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（準用）
第三十九条の六 第三十九条第三項から第十項まで及び第三十九条の四第一項の規定は、卸電気通信役務の提供について準用する。この場合において、第三十九条第三項及び第四項中「接続の条件」とあるのは「提供の条件」と、同条第三項及び第四項並びに第三十九条の四第一項中「協定」とあるのは「契約」と、第三十九条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「第一種電気通信事業者と契約を締結しようとする」と、「第八十八条の十三第一項」とあるのは「第八十八条の十四第二項において準用する第八十八条の十三第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条の四第一項」と、第三十九条の四第一項中「その共用」とあるのは「その提供」と、「第八十八条の十四第一項」とあるのは「第八十八条の十四第二項」と読み替えるものとする。

第六十九条第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じた総務省令で定める構成員の構成が技術基準適合認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第六十九条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に定めるもののほか、技術基準適合認定が公正になるおそれがないものとして総務省令で定める基準に適合するものであること。

第六十九条第二項を次のように改める。

2 総務大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第七十二条において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

第六十九条の次に次の一条を加える。
（指定の更新）

第六十九条の二 指定認定機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第六十八条第二項及び前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

第七十一条の次に次の二条を加える。

（役員等の選任及び解任）
第七十一条の二 指定認定機関は、役員又は認

定員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

2 総務大臣は、指定認定機関の認定員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第七十二条において読み替えて準用する第六十一条第一項の業務規程に違反したときは、その指定認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十一条の三 指定認定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第七十二条中「前条第一項の」を削り、「第五十九条から」を「第六十条、第六十一条、第六十二条第二項及び第六十三条から」に改め、「第五十九条第二項及び第三項並びに」を削り、「第五十九条第三項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条を「同条」に改め、「業務」との下に「第六十条第一項中「役員」とあるのは「役員（法人でない指定認定機関にあつては、指定認定機関の指定を受けた者。次項並びに第六十六条及び第六十条において同じ。）」と、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」とを加え、「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第一項中「第五十七条第二項各号（第三号）とあるのは「第六十九条第二項各号（第二号）と、同条第二項第一号」に、「第七十一条の規定」を「第七十一条、第七十一条の二第一項若しくは第七十一条の三の規定」に、「第三号まで」を「第四号まで」と、同項第三号中「第五十九条第三項」とあるのは「第七十一条

の二第二項」と、第六十七条第一項中「第五十六條第四項」とあるのは「第六十八條第三項」に改める。

第七十二条の三第五項中「第五十七條第二項（第一号及び第四号を除く。）、第六十九條第一項（第四号を除く。）及び第七十條第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認に」を削り、「承認認定機関」の下に「第六十九條（第一項第五号を除く。）及び第七十條第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について」を加え、「第五十七條第二項及び第六十九條第一項中「前条第二項」とあるのは「第七十二条の三第一項」と、第五十七條第二項中「指定試験機関」とあるのは「承認認定機関」と、同項第三号中「第六十六條第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の四第一項又は第二項」とを削り、「命ずる」を「同条第二項中「命ずる」に、「第六十九條第一項及び」を「第六十九條中「前条第二項」とあるのは「第七十二条の三第一項」と、同条及び」に、「同条第二項中「備える者」を「第六十九條第二項第二号中「第七十二条において準用する第六十六條第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の四第一項又は第二項」と、第七十一条第二項中「備える者」に改め、同条第七項中「認定」と、同条第二項を「第七十一条第二項」に、「認定」と、第七十一条を「第七十一条」に改める。

第七十二条の四第一項中「第五十七條第二項第二号若しくは第四号（口を除く。）」を「第六十九條第二項第一号若しくは第三号」に改め、同条第二項第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

第七十三条第一項中「工作物（」の下に「国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三條第二項に規定する行政財産、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八條第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの（第四項において「行政財産等」という。）

を除く。」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、その土地等の所有者（その土地等が行政財産等に定着する建物その他の工作物であるときは、当該行政財産等を管理する者その他の政令で定める者を含む。次項並びに第七十五条第一項及び第七十六条において同じ。）の意見を聴くものとする。

第七十三条に次の一項を加える。

8 第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、その合意により、使用権を消滅させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第七十五条第四項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第八十三条第一項中「線路が設置」を「使用権に基づいて線路が設置」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 電気通信事業紛争処理委員会

会

第一節 設置及び組織

第八十八条の二 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第八十八条の三 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員長)

第八十八条の四 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第八十八条の五 委員は、電気通信事業に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(任期)

第八十八条の六 委員の任期は、三年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第八十八条の七 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第八十八条の八 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第八十八条の九 委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第八十八条の十 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第八十八条の十一 この節に規定するものほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 あつせん及び仲裁

(電気通信設備の接続に関するあつせん)

第八十八条の十二 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十九条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会は、事件がその性質上あつせんをす

るのに適當でないとき、又は当事者が不當な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十九条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(電気通信設備の接続に関する仲裁)

第八十八条の十三 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十九条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委

員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続三関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を準用する。

(準用)

第八十八条の十四 前二条の規定は、電気通信設備の共用に関する協定について準用する。

この場合において、第八十八条の十二第一項及び前条第一項中「接続の条件」とあるのは「共用の条件」と、第八十八条の十二第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条の四第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十九条第三項」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第八十八条の十二第一項及び前条第一項中「接続の条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約の細目」と、第八十八条の十二第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条の六において準用する第三十九条の四第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条の六において準用する第三十九条第三項」と読み替えるものとする。

(その他の協定等に関するあつせん等)

第八十八条の十五 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約(第三項において「協定等」という。)の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申

請することができる。

2 第八十八条の十二第二項から第五項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第八十八条の十三第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

(申請の経由)

第八十八条の十六 この節の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第八十八条の十七 この節に規定するものほか、あつせん及び仲裁の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 諮問等

(委員会への諮問)

第八十八条の十八 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第三十九条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に關する裁定、第三十九条の四第一項の規定による電気通信設備の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十九条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の共用に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に關する裁定、第三十九条の六において準用する第三十九条の四第一項の規定による卸電気通信役務の提供に關する命令、第七十三条第一項の規定

による土地等の使用に関する認可、第七十四條第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第八十三條第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 第三十一條第二項若しくは第六項の規定による電気通信役務の料金の変更の命令、第三十一條の四第二項の規定による契約約款の変更の命令、第三十六條第一項の規定による契約約款の変更の認可の申請の命令、同条第二項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第三項の規定による接続約款の変更の命令、同条第四項の規定による業務の改善命令、第三十七條の二第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十七條の三第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十八條の三第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十九條の二第三項の規定による計画の変更の勧告又は第三十九條の五第三項の規定による契約約款の変更の命令

(聴聞の特例)

第八十八條の十九 総務大臣は、第三十一條第二項若しくは第六項、第三十一條の四第二項、第三十六條、第三十七條、第三十七條の二第四項、第三十七條の三第四項、第三十八條の三第三項、第三十九條第一項若しくは第二項、第三十九條の四第一項(第三十九條の六において準用する場合を含む。)又は第三十九條の五第三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三條第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第七十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(勧告)
第八十八條の二十 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができ、

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。
第九十四條を次のように改める。

(審議会等への諮問)
第九十四條 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九條第一項の規定による第一種電気通信事業の許可、第十四條第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可、第三十一條第四項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十一條の四第三項の規定による契約約款の認可、第三十八條の二第二項の規定による接続約款の認可、同条第七項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可又は第三十九條の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可

二 第三十一條第三項の規定による基準料金指数の設定、第三十七條の二第一項の規定による第一種電気通信事業者の指定、第三十七條の三第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十八條の二第二項の規定

業者の指定、第三十八條の二第二項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は第三十八條の三第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定

三 第三十一條第三項、第三十七條の二第一項若しくは第五項、第三十七條の三第三項ただし書若しくは第五項、第三十八條第三号、第三十八條の二第一項、第三項第一号イ、ロ若しくは二若しくは第二号、第四項、第五項、第八項、第十一項若しくは第十二項、第三十八條の三第一項若しくは第五項、第三十八條の四第三項、第三十九條の二第二項若しくは第二項、第三十九條の五第四項、第四十一條第一項、第四十八條の二第二項、第四十九條第一項又は第五十二條第一項、第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

四 第三十一條の四第五項に規定する標準契約約款の制定又は改廃
第九十五條第一項及び第二項を削り、同条第三項中「、第三十一條第二項若しくは第六項、第三十六條、第三十七條、第三十九條第一項若しくは第二項、第三十九條の四第一項」を削り、「又は第五十九條第三項(第七十二條において準用する場合を含む。)」を、「第五十九條第三項又は第七十一條の二第二項」に改め、同項を同条とする。

第九十八條第一項中「技術基準適合認定」の下に「(指定認定機関が行うものを除く。)」を加え、「若しくは第七十二條の二第一項」を削り、同条第二項中「、指定認定機関が行う技術基準適合認定を受けようとする者又は第七十二條の二第一項の認証を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関の」を削る。

第百條中「百万円」を「二百万円」に改める。
第百一條中「一」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改める。
第百二條第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

に改める。
第百三條中「五十万円」を「百万円」に改める。
第百四條第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「百万円」を「二百万円」に改める。

第百五條及び第百六條中「三十万円」を「五十万円」に改める。
第百七條中「一」を「いずれかに」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条第三号中「第三十一條の四第四項」を「第三十一條の四第八項」に改め、同条第四号中「第六項」の下に「、第三十一條の四第二項」を、「第三十七條の三第四項、第三十八條の三第三項」を、「第三十九條の四第一項」の下に「(第三十九條の六において準用する場合を含む。)、第三十九條の五第三項」を加え、同条第五号中「第三十八條の三第一項」を「第三十八條の三第四項」に改める。

第百八條中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第三十一條の四第六項」を「第三十一條の四第十項」に改める。
第百九條中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、第三号を第十号とし、第二号を第九号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の六号を加える。

三 第三十二條第一項の規定に違反して料金又は契約約款を公表せず、又は揭示しなかつた者
四 第三十五條又は第三十七條の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第三十八條の二第八項、第三十八條の三第五項又は第三十八條の四第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者
六 第三十九條の二第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者

七 第三十九条の五第四項の規定に違反して契約約款を公表しなかつた者

八 第八十六条第四項又は第八十八条の規定に違反した者

第九 第九十一条第一号として次の一号を加える。

一 第十二条第五項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第二十二條第三項、第二十三條第二項若しくは第三項(これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。)、第三十八條の二第九項、第三十八條の三第二項若しくは第六項、第三十八條の四第一項若しくは第四項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第五項、第三十九條の五第一項若しくは第五項、第四十三條第一項若しくは第二項又は第四十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百十條中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第一百十一條を削る。

第一百十二條中「前条」を「第九條」に、「第六條及び第九條」を「及び第六條」に改め、同条を第九十一條とする。

第一百十三條中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第一百十三條第二号中「第三十八條の二第十一項」を「第三十七條の二第五項又は第三十八條の二第十一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第三十七條の三第一項の規定に違反して役員を兼ねた者

第一百十三條を第九十二條とする。

第一百十四條中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第九十三條とする。

(電気通信事業法の一部改正)

第二条 電気通信事業法の一部を次のように改正する。

「第五節 指定試験機関等」

第一款 指定試験機関(第五十六條)

第二款 指定認定機関(第六十八條)

第三款 承認認定機関(第七十二條)

「第五節 指定試験機関等」

第一款 指定試験機関(第五十六條―第六十七條)

第二款 指定認定機関(第六十八條―第七十二條の二)

第三款 承認認定機関(第七十二條の三―第七十二條の四)

電気通信役務(第七十二條の五―第七十二條の十六)

第三十一條第三項中「この項において」を削る。

第二章に次の一節を加える。

第六節 基礎的電気通信役務

(基礎的電気通信役務の提供)

第七十二條の五 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)

を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

(基礎的電気通信役務支援機関の指定)

第七十二條の六 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、基礎的電気通信役務支援機関

(以下「支援機関」という。)として指定することができる。

一 職員、設備、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 支援業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて支援業務が不公正になるおそれがないこと。

(業務)

第七十二條の七 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一次条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(適格電気通信事業者の指定)

第七十二條の八 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができる。

一 総務省令で定めるところにより、申請に係る基礎的電気通信役務の提供の業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一

種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、第三十八條の四第二項に規定する接続約款を定めてい

ること。

三 申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項の規定による指定は、総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。

3 第十六條第四項又は第十七條第一項の規定による第一種電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該第一種電気通信事業者が適格電気通信事業者であつたときは、当該第一種電気通信事業者の地位を承継した第一種電気通信事業者は、適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。

4 総務大臣は、適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は適格電気通信事業者から第一項の指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

一次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

(交付金の交付)

第七十二條の九 支援機関は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)ごとに、総務省令で定める方法により第七十二條の七第一号の交付金(以下この節において単に「交付金」という。)の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

2 適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定するための資料として、前年度における前条第一項の指

定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

3 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

4 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、交付金の額を公表しなければならない。

(負担金の徴収)

第七十二条の十 支援機関は、年度ごとに、支援業務に要する費用の全部又は一部に充てるため、次に掲げる電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この条において「接続電気通信事業者等」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の接続電気通信事業者等について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の接続電気通信事業者等から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該事業を譲り渡した接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下この節において単に「負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

一 適格電気通信事業者が第七十二条の八第一項の指定に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者

二 前号に掲げる電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者その他電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を設置している電気通信事業者

三 第一号に規定する電気通信設備、これと接続する電気通信設備又は電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約を締結している電気通信事業者

2 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により負担金の額を算定し、負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

3 支援機関は、前項の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 接続電気通信事業者等は、前項の規定による通知に従い、支援機関に対し、負担金を納付する義務を負う。

5 第三項の規定による通知を受けた接続電気通信事業者等は、納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき総務省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。

6 支援機関は、接続電気通信事業者等が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状によつて、期限を指定して督促しな

ればならない。

7 支援機関は、前項の規定による督促を受けた接続電気通信事業者等がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、総務大臣にその旨を申し立てることができる。

8 総務大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

(資料の提出の請求)

第七十二条の十一 支援機関は、支援業務を行うため必要があるときは、電気通信事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(区分経理)

第七十二条の十二 支援機関は、支援業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と支援業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(支援業務諮問委員会)

第七十二条の十三 支援機関には、支援業務諮問委員会を置かなければならない。

2 支援業務諮問委員会は、支援機関の代表者の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を支援機関の代表者に述べることができる。

3 支援業務諮問委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、支援機関の代表者が任命する。

（支援機関の指定を取り消した場合における経過措置）

第七十二条の十四 第七十二条の十六において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合において、総務大臣がその取消し後に新たに支援

機関を指定したときは、取消しに係る支援機関の支援業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、第七十二条の十六において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合における支援業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(支援機関への情報提供等)

第七十二条の十五 総務大臣は、支援機関に対し、支援業務の実施に關し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(準用)

第七十二条の十六 第五十七条第二項（第一号を除く。）、第五十九条第一項及び第三項、第六十条から第六十六条まで並びに第七十条の規定は、支援機関について準用する。この場合において、第五十七条第二項中「前条第二項」とあるのは「第七十二条の六」と、第五十九条第三項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、同項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「支援業務規程」と、第六十条中「職員（試験員を含む。）」とあるのは「職員」と、同条、第六十一条、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項並びに第六十六条第二項及び第三項中「試験事務」とあり、並びに第七十条第一項及び第二項中「技術基準適合認定の業務」とあるのは「支援業務」と、第六十六条第一項中「第五十七条第二項各号（第三号を除く。）」とあるのは「第五十七条第二項第二号又は第四号」と、同条第二項第一号中「この款」とあるのは「第七十二条の九第一項若しくは第四項、第七十二条の十二、第七十二条の十三若しくは第七十二条の十三第三項の規定又は第七十二条の十六に

において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七條第一項各号」とあるのは「第七十二條の六各号」と、第七十條第一項中「住所、指定に係る区分」とあるのは「住所」と読み替えるものとする。

第九十二條第四項中「若しくは指定認定機関」を「指定認定機関若しくは支援機関」に改める。

第九十四條第一号中「又は第三十九條の第三項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可」を「第三十九條の第三項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可、第七十二條の八第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第七十二條の九第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第七十二條の十第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第七十二條の十六において準用する第六十一條第一項の規定による支援業務規程の認可」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「又は第五十二條第一項第一号」を「第五十二條第一項第一号、第七十二條の五、第七十二條の八第一項第一号若しくは第三号、第七十二條の九第一項から第三項まで又は第七十二條の十第一項若しくは第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十二條の十第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

第九十五條中「第五十九條第三項」の下に「第七十二條の十六において準用する場合を含む。」を加える。

第一百五條中「第七十二條」の下に「及び第七十二條の十六」を加える。

第六十六條中「第七十二條」の下に「及び第七十二條の十六」を加え、「又は指定認定機関」を「指定認定機関又は支援機関」に改める。第九十條中「又は指定認定機関」を「指定認定機関又は支援機関」に改め、同条第一号中「第七十二條」の下に「及び第七十二條の十六」

を加え、同条第二号中「第七十二條」の下に「及び第七十二條の十六」を加え、「又は技術基準適合認定の業務」を「技術基準適合認定の業務又は支援業務」に改める。
(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第三條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしななければならない。

第六條第一項から第三項までの規定中「五分の一」を「三分の一」に改める。

第二十三條中「各号に」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「第二條第二項又は第四項」を「第二條第二項、第四項又は第五項」に改める。

附則に次の二條を加える。

(公社の新株発行の認可の特例)

第十四條 公社は、当分の間、新株の発行による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、第四條第二項の認可を受けなくても、新株を発行することができる。この場合において、公社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 総務大臣は、前項前段の総務省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十五條 前条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。
(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

附則第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

附則第十七條中「各号に」を「各号のいずれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中電気通信事業法第三章の次に一章を加える改正規定(同法第八十八條の五第一項中両議院の同意を得ることに關する部分に限る。)及び次條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(審議会等への諮問)

第二條 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第一條の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第三十七條の二第一項若しくは第五項、第三十七條の三第三項ただし書若しくは第五項、第三十八條の三第三項若しくは第五項、第三十八條の四第三項若しくは第三十九條の五第四項の規定による総務省令の制定又は第二條の規定による改正後の電気通信事業法第七十二條の十第一項の規定による政令の制定の立案若しくは同法第七十二條の五、第七十二條の八第一項第一号

若しくは第三号、第七十二條の九第一項から第三項まで若しくは第七十二條の十第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定のために、新電気通信事業法第九十四條に規定する審議会等に諮問することができる。

(電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の電気通信事業法(以下「旧電気通信事業法」という。)第三十一條の四第一項の認可を受けている契約約款は、新電気通信事業法第三十一條の四第一項の規定が適用される契約約款にあつては同項の規定により届け出た契約約款と、同条第三項の規定が適用される契約約款にあつては同項の認可を受けた契約約款とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十一條の四第一項の規定による契約約款の認可の申請は、新電気通信事業法第三十一條の四第一項の規定が適用される契約約款にあつては同項の規定によりした届出と、同条第三項の規定が適用される契約約款にあつては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八條の三第一項の認可を受けている協定は、新電気通信事業法第三十八條の四第一項の規定により届け出た協定とみなす。

4 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十八條の三第一項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十八條の四第一項の規定によりした届出とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八條の三第二項の認可を受け、又は同項ただし書の規定により届け出ている接続約款は、新電気通信事業法第三十八條の四第二項の規定により届け出た接続約款とみなす。

6 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十八條の三第二項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十八條の四第二項の規定によりした届出とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八條の第三項の規定により認可を受け、若しくは同項ただし書の規定により届け出た接続約款により締結している協定又は同条第五項の規定により届け出ている協定は、新電気通信事業法第三十八條の第四項の規定により届け出た協定とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九條の第三項の認可を受けている協定は、新電気通信事業法第三十九條の第三項の規定が適用される協定にあつては同項の認可を受けた協定と、同条第五項の規定が適用される協定にあつては同項の規定により届け出た協定とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九條の第三項の認可を受けている協定の認可の申請は、新電気通信事業法第三十九條の第三項の規定が適用される協定にあつては同項の規定によりした認可の申請と、同条第五項の規定が適用される協定にあつては同項の規定によりした届出とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九條の第三項の認可を受けている契約は、新電気通信事業法第三十九條の第五項の規定により届け出た契約とみなす。

11 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九條の第三項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十九條の第五項の規定による届出とみなす。

12 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九條の第四項の規定により届け出ている協定は、新電気通信事業法第三十九條の第五項の規定により届け出た協定とみなす。

13 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九條の第四項の申立ては、共用に関するものにあつては新電気通信事業法第三十九條の第四項の申立てと、約款外役務(旧電気通信事業法第三十九條の第三項に規定する約款外役務をいう。次項において同じ。)に

関するものにあつては新電気通信事業法第三十九條の六において準用する新電気通信事業法第三十九條の第四項の申立てとみなす。

14 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九條の第四項の裁定の申請は、共用に関するものにあつては新電気通信事業法第三十九條の第四項の裁定の申請と、約款外役務に関するものにあつては新電気通信事業法第三十九條の六において準用する新電気通信事業法第三十九條の六において準用する新電気通信事業法第三十九條第四項の裁定の申請とみなす。

15 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第六十八條第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日新電気通信事業法第六十八條第一項の指定を受けたものとみなす。

16 前各項に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧電気通信事業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気通信事業法中にこれに相当する規定があるときは、新電気通信事業法の規定によつてしたものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六條 政府は、この法律による改正後の規定の実施状況、インターネットその他の高度情報通信ネットワークに係る技術及びその利用の動向その他内外の社会経済情勢の変化等を勘案し、並びに国際的な電気通信事業の円滑な遂行及び我が国の電気通信技術の国際競争力の向上に配意し、通信と放送に係る事業の区分を含む電気通信に係る制度の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他

の必要な措置を講ずるものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第七條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の四の次に次の一号を加える。

十三の五の五 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員

第一条第十九号の十二の次に次の一号を加える。

十九の十三 電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「国地方係争処理委員会の常勤の委員」を「国地方係争処理委員会の常勤の委員」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第八條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 第五款 電波監理審議会(第二十條) 第六款 独立行政法人評価委員会

第十九條 第四款 国地方係争処理 第五款 電気通信事業紛 第六款 電波監理審議会 第七款 独立行政法人評

委員会(第十九條) 争処理委員会(第十九條の二) 価委員会(第二十條の二)

第八條第二項中「国地方係争処理委員会」を「国地方係争処理委員会」に改める。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款の次に次の一款を加える。

第五款 電気通信事業紛争処理委員

会

(所掌事務) 第十九條の二 電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

平成十三年六月二十九日印刷

平成十三年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F